和泉市の環境

令和８年３月

和　　泉　　市

和泉市民憲章

昭和45年11月3日制定

私たちは　古い歴史と美しい環境に恵まれたまち　和泉市民であることを誇りとし　いずみの名にふさわしい　活気のあるゆたかな都市をきずくためこの憲章を定めます

- 親切をつくし　あたたかい心でまじわる社会をきずきましょう
- きまりを守り　人に迷惑をかけないようにつとめましょう
- 教育に力をそそぎ　若い力を育てましょう
- 働くことに喜びをもち　生活の向上にはげみましょう
- 自然と文化遺産を大切にし　きれいなまちをつくりましょう

は　じ　め　に

和泉市は、豊かなみどりと水に恵まれ、四季折々の自然と歴史的・文化的遺産に育まれ、自然と調和した美しいまちとして発展してきました。

これらの豊かな環境とその環境がもたらす恵みは、私たちのかけがえのない財産です。私たちは、この共有財産を守り、良好な形で次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、急速な都市化や社会経済の発展に伴い、様々な環境問題が生じてきており、私たちの生活にも影響を及ぼすようになってきています。

こうした複雑・多様化する環境問題に適切に対応するためには、今までの生活スタイルや事業活動を見つめ直し、市民・事業者・行政が、より一層協働して、環境負荷の少ない社会を構築していく必要があります。

このため、平成 11 年度においては「和泉市環境保全条例」を見直し、「和泉市環境基本条例」及び「和泉市生活環境の保全等に関する条例」を制定しました。

平成 27 年度には本市独自の環境マネジメントシステムである「I-EMS」を構築し、また平成 30 年度には第４次和泉市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞を策定し、事務事業に係る施設を対象とした温室効果ガス削減の取組や、本市職員の環境に対する意識の向上を図るなど環境施策を進めているところでございます。

これらに加え、本市の環境施策の大綱となる「第３次和泉市環境基本計画」を令和３年３月に策定しました。市民の皆様や事業者の方々と協働しながら、本計画が目指す、脱炭素化の実現や生物多様性の保全、循環型社会の構築に取組んでまいります。

「和泉市の環境」は、令和６年度の和泉市における「環境の状況と対策」についてとりまとめたものです。本書が幅広く活用され、皆様の環境問題についての理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

令和８年３月

和泉市長　　辻　宏 康

目　　次

本　　編

第１部　　総　　説

第１章　環境行政の概況 ・・・

第２章　水　環　境 ・・・

第９章　自然環境調査 ・・・

本　　編

第１部　総　　説

第１章　環境行政の概況

第１節　和泉市の概況

１　地　　勢

本市は大阪府南部の泉州地域のほぼ中央に位置し、東西6.9㎞、南北18.8㎞と細長く、面積84.98㎢、南は和泉山脈、和歌山県、北は堺市、高石市、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町、東は河内長野市に接しています。

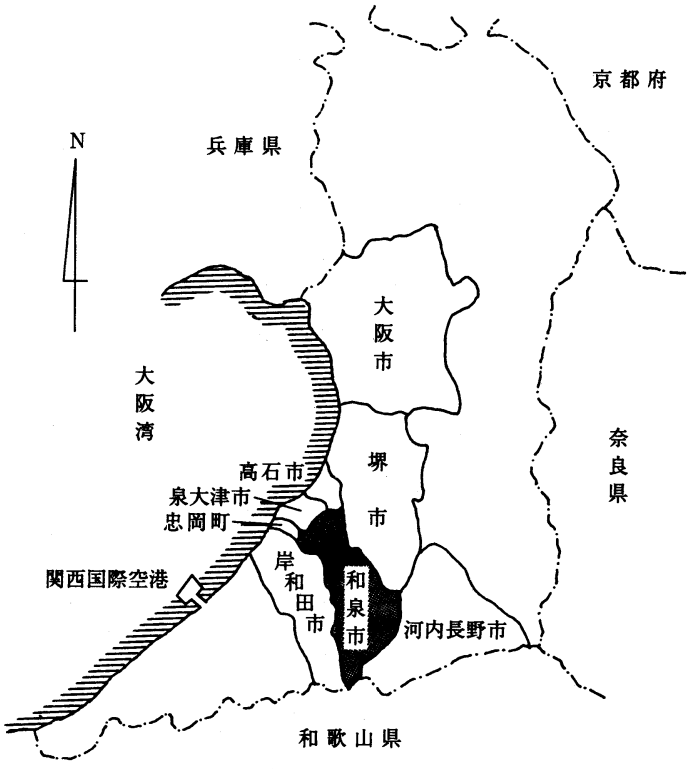
地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がっています。また、南部から北部に向かって槇尾川、松尾川が流れています。

２　人　　口

令和７年３月末現在の本市の人口は182,104人、世帯数83,271世帯で、前年度より526名減少しました。

３　土地利用

本市は、全市域が都市計画法に基づく都市計画区域に含まれています。市街化区域が全市域面積の 30.7％、市街化調整区域が69.3％です。市街化区域全域について用途地域が定められています。



図－１

表－１

市役所の位置			面　積	広ぼう	
所在地	東　経	北　緯		東西	南北
大阪府和泉市府中町二丁目７番５号	135° 25′ 25″	34° 29′ 01″	84.98㎢	6.9㎞	18.8㎞

４　用途地域指定面積

表－２　　令和７年３月末現在

用　途　別	面　積（ha）	総面積に対する割合（%）
第１種低層住居専用地域	452	5.3
第１種中高層住居専用地域	543	6.4
第２種中高層住居専用地域	91	1.1
第１種住居地域	533	6.3
第２種住居地域	139	1.6
準住居地域	24	0.3
近隣商業地域	30	0.4
商業地域	37	0.4
準工業地域	655	7.7
工業専用地域	104	1.2
無指定地域	5,890	69.3
計	8,498	100

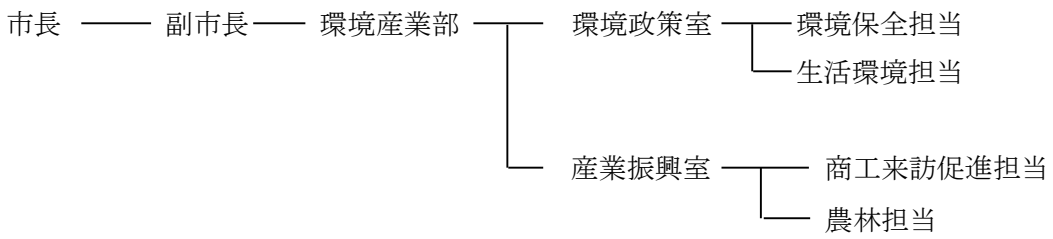
５　人口・世帯数の推移

表－３　　各年度３月末時点

年　度	人　口（人）			世　帯　数（世帯）
	総　数	男	女	
１７	182,005	88,796	93,209	66,875
１８	182,554	88,993	93,561	67,886
１９	183,529	89,401	94,128	69,092
２０	184,718	89,942	94,776	70,414
２１	186,166	90,571	95,595	71,575
２２	186,953	90,925	96,028	72,537
２３	187,334	91,046	96,288	73,547
２４	187,108	90,905	96,203	74,092
２５	187,279	90,992	96,287	74,921
２６	187,166	90,855	96,311	75,771
２７	186,601	90,481	96,120	76,396
２８	186,370	90,324	96,046	77,122
２９	185,936	90,050	95,886	77,809
３０	185,890	90,017	95,873	78,823
令和元	185,790	89,869	95,921	79,885
2	184,813	89,407	95,406	80,526
3	184,185	88,918	95,267	80,900
4	183,214	88,489	94,725	81,570
5	182,630	88,148	94,482	82,411
6	182,104	87,859	94,245	83,271

第２節　行政機構

１　環境政策室事務分担



（令和７年４月１日現在）

・環境政策室

(1)　和泉市生活環境の保全等に関する条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。
(2)　環境保全に係る企画、立案及び調整に関すること。
(3)　環境マネジメントシステムに関すること。
(4)　エネルギーに関すること。
(5)　水質汚濁に関すること。
(6)　大気汚染に関すること。
(7)　ダイオキシン類に関すること。
(8)　騒音及び振動に関すること。
(9)　土壌汚染に関すること。
(10)　悪臭に関すること。
(11)　地盤沈下に関すること。
(12)　電波障害に関すること。
(13)　岩石採取に関すること。
(14)　産業廃棄物及び残土埋立て処分に関すること。
(15)　空き地の管理指導等に関すること。
(16)　墓地等の経営許可等に関すること。
(17)　専用水道及び簡易専用水道に関すること。
(18)　生活排水対策に係る市民意識の啓発等に関すること。
(19)　前号に掲げるもののほか、生活排水対策に係る総合的な調整に関すること。
(20)　和泉市環境基本条例に係る進行管理及び総合調整に関すること。
(21)　自然環境に係る現状把握及び調査研究に関すること。
(22)　自然環境に係る企画、立案及び総合調整に関すること。
(23)　自然環境に係る市民意識の啓発及び市民団体の育成に関すること。
(24)　鳥獣の飼養登録等に関すること。

(25)　第 20 号から前号までに掲げるもののほか、環境に関すること。
(26)　防疫に関すること。
(27)　し尿処理に関すること
(28)　不法投棄に関すること。
(29)　死骸その他汚物処理に関すること。
(30)　そ族昆虫の防除に関すること。
(31)　ごみ減量化対策に係る企画、立案及び調整に関すること。
(32)　ごみ減量化対策の基本計画の策定及び統計調査に関すること。
(33)　清掃モラルの普及啓発及び美化に関すること。
(34)　資源化事業の推進に関すること。
(35)　資源回収団体及び回収業者に関すること。
(36)　関係諸団体との連絡及び調整に関すること。
(37)　ごみの排出管理及び指導に関すること。
(38)　ごみ収集業務の委託及び許可業者に関すること。
(39)　ごみ処理に関する市民相談及び苦情処理に関すること。
(40)　ごみ収集計画の策定に関すること。
(41)　旧リサイクルプラザに関すること。
(42)　泉北環境整備施設組合との総合的な調整に関すること(他の所管に係るものを除く。)。

２　審議会・協議会制度

(1)　和泉市環境審議会

市長の諮問に応じて良好な環境の確保に関する必要な事項を調査・審議する機関で、現在、市議会議員代表２名、学識経験者７名、公共団体等の代表８名、関係行政機関の職員１名、市民公募者１名で構成されています。

(2)　和泉市生活排水対策推進協議会

和泉市の生活排水対策を適切かつ円滑に推進するための機関で、現在学識経験者１名、公共団体等の代表７名で構成されています。

第２章　環境問題の概要

第１節　背景

環境問題には、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による河川の水質汚濁、騒音、廃棄物など都市生活型公害に見られる地域的規模のものに加え、酸性雨や地球温暖化、さらにオゾン層の破壊など地球的規模のものがあります。

2015 年９月、ニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットにて、複数の課題の統合的解決を目指す SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、環境政策を契機として世界的に経済、地域、国際などに関する諸問題に総合的に取り組むこととなりました。また、同年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択され、我が国においても 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46％削減することを目標にあらゆる取組を進めているところです。

環境政策を取り巻く状況の変化の中、国においては、平成 30 年４月に第四次環境基本計画を見直し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の総合的向上の具体化を図り、経済社会システムライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出するため、分野横断的な６つの重点戦略を設定した第五次環境基本計画を策定しました。

（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（２）国土のストックとしての価値の向上
（３）地域資源を活用した持続可能な地域づくり
（４）健康で心豊かな暮らしの実現
（５）持続可能性を支える技術の開発・普及
（６）国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

大阪府においては、平成６年に「大阪府環境基本条例および関連条例」を制定し、平成 14 年に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を、平成 22 年に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」を策定し、令和３年に策定した「2030 大阪府環境総合計画」に基づき、府域の CO_2 排出量実質ゼロ、資源循環型社会の実現、持続可能な社会の構築等を推進しています。

本市においても、平成 11 年に「和泉市環境基本条例および生活環境の保全等に関する条例」の制定を行い、これに基づき、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進のための「和泉市環境基本計画」を平成 13 年９月に策定、平成 23 年３月には「第２次和泉市環境基本計画」を策定し、令和３年３月に「第３次和泉市環境基本計画」を策定しました。

また、本市では、平成 11 年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市職員が地球温暖化防止対策に向けて、日常業務を通じて環境に配慮した取り組みを実行していくため、本庁舎において ISO 14001 の認証を平成 13 年 11 月 14 日に取得するとともに、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年３月に策定しました。和泉市地球温暖化対策実行計画は過去３度改訂しており、現在は平成 31 年３月に策定した「第４次和泉市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞」に基づき、庁内の省エネや省資源化、廃棄物の減量化などの取組を進めているところです。

さらに、市域における温室効果ガスの削減のための具体的な目標、市民や事業者等各主体の取組項目・推進体制等を定めた「第３次和泉市環境基本計画」を、令和３年３月に策定しており、脱炭素社会への移行、循環型社会の形成や自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応することを目指して取組を進めております。この計画では、市民や事業者、民間団体や行政などのあらゆる主体が協働して、広範多岐にわたる環境問題により効果的な取組みを推進していくこととしています。

また、本市は 2050 年にカーボンニュートラルを実現するために、本市の地域特性を踏まえた目標や脱炭素戦略メニューなどを定め、ゼロカーボンシティ実現に向けた道筋を示すために「和泉市地域脱炭素戦略」を令和６年３月に策定しました。

第２節　環境汚染の状況

■大阪府域の状況

大阪府域全般の環境の状況は、大気汚染では二酸化硫黄や一酸化炭素については環境保全目標を大きく下回る水準で推移しており、二酸化窒素や浮遊粒子状物質では、おおむね環境保全目標を達成しており近年緩やかな改善傾向で推移しております。微小粒子状物質（PM2.5）においては、本格的に測定を始めた 2011 年度以降緩やかな改善傾向にあります。

令和６年度において、長期的評価による環境基準（環境保全目標）の達成状況は、二酸化硫黄及び一酸化炭素が全測定局（有効測定局）で 100％達成でした。

また、二酸化窒素は、一般環境大気測定局及び自動車排ガス局ともに 100％達成でしたが、光化学オキシダントは全測定局（有効測定局）で達成していませんでした。

河川の水質汚濁では、生活環境項目の代表的な汚濁指標である BOD（生物化学的酸素要求量）をみると、近年概ね横ばい傾向で推移しています。

■本市の状況

本市の環境の状況は、大阪府下では比較的良好な環境と考えられ、大気汚染のうち光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）と二酸化窒素は達成しています。

河川水質の BOD については、本市域の調査地点のうち上流域では基準の達成率が高いものの、中下流域においては同基準の達成率が低くなっています。

道路騒音については、環境基準の達成率は概ね横ばいの傾向にあります。

なお、本市における項目ごとの環境の概況は、次のようになっています。

１　大気環境

本市の大気汚染の概況は、気象条件の影響をうけやすい光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準を達成しています。

市域における二酸化窒素の濃度分布は、自動車交通量や人家の多い北部で濃度が高く、自動車交通量が少なく、緑が多い南部で低くなっています。

経年変化では、光化学オキシダント、二酸化窒素，浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）ともに概ね横ばいで推移しています。

２　水 環 境

公共河川の 13 地点において、水質調査を実施しています。本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で、環境基準を達成しています。

また、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD については、上・中・下流域のほぼ全ての地点で基準を達成しています。

３　騒音・振動

騒音振動公害は感覚公害であり、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、令和６年度の公害苦情の発生件数は 13 件で、その内、騒音が 11 件でした。また、全公害苦情件数の 84.6%を占めております。

道路騒音は、道路に面する地域（道路端）での環境基準への適合率は、昼間、夜間ともに 57.1%でした。また、背後地での適合率は昼間、夜間ともに 100%でした。

４　悪　　臭

悪臭は人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。そのため、市民の住環境整備を希求するなかにあって、悪臭は極めて身近な公害事象といえます。

令和６年度の公害苦情発生件数 13 件の内、悪臭は関連するものはありませんでした。

第２部　環境の状況

第１章　大気環境

第１節　大気汚染の現状

大気汚染は、工場や事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素及び一酸化炭素などにより引き起こされます。令和６年度における本市の大気汚染は、気象条件の影響を受けやすい光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成しています。

なお、大気汚染の濃度は、近年横ばいの状況で推移しています。

１　大気汚染に係る環境基準

平成５年 11 月 19 日に「環境基本法」が制定され、第 16 条で人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。環境基準は従来の公害対策基本法でも定められていました。

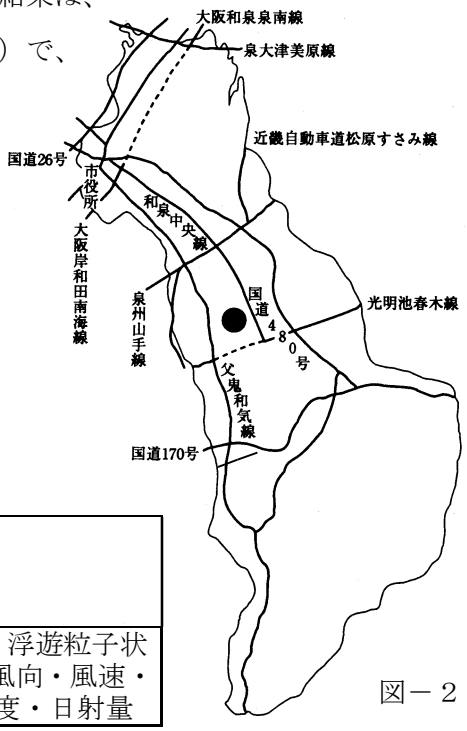
大気汚染については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、一酸化炭素及び光化学オキシダントについて定められています。

２　大気汚染測定結果

本市における大気汚染の常時監視測定は、大阪府の一般環境大気測定局である緑ケ丘小学校で行っています。緑ケ丘小学校における測定結果は、

大阪府のホームページ（大気汚染常時監視結果）で、確認することができます。

また、簡易的な方法により、市内の二酸化窒素濃度の測定を定点で年２回行っています。



図－２

表－４　大気汚染常時監視測定局

一般環境大気測定局	所管	測 定 項 目
緑ケ丘小学校	大阪府	一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質・風向・風速・光化学オキシダント・温度・日射量

(1) 窒素酸化物

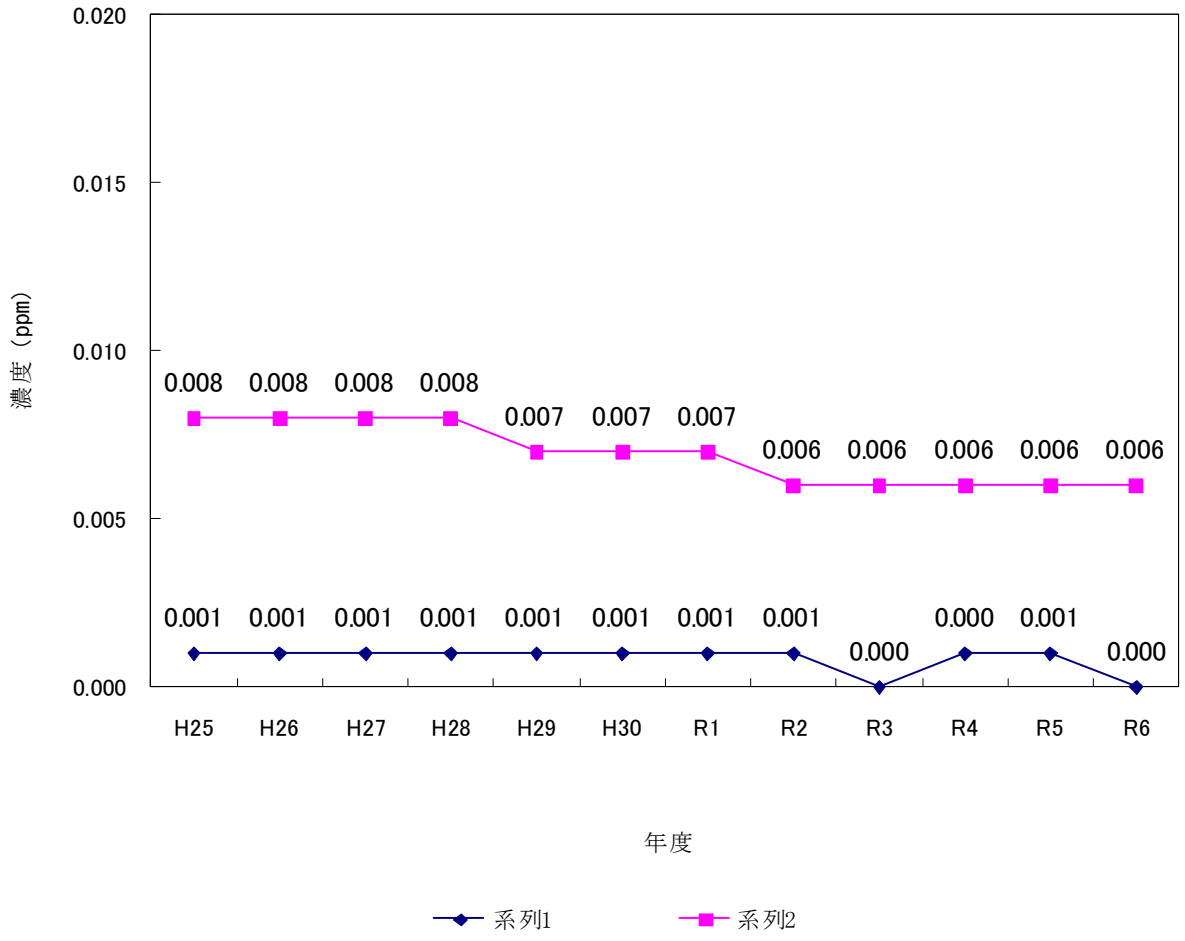
窒素酸化物は、その大部分が物の燃焼に伴って発生するものであり、排出時はそのほとんどが一酸化窒素として発生し、これが大気中の酸素やオゾンによって徐々に酸化され、二酸化窒素に変化します。これら窒素酸化物の主な発生源としては、自動車や工場・事業場のボイラーなどの各種燃焼施設があげられます。

工場・事業場からの排出については、法律による規制の強化などにより、かなり抑制されてきました。

① 一酸化窒素・二酸化窒素

大気汚染常時監視測定局である緑ケ丘小学校の令和６年度の測定結果は、一酸化窒素 0.000 ppm（年平均値）、二酸化窒素 0.006ppm（年平均値）でした。

また、二酸化窒素の環境基準と比較する際の値である「日平均値の年間 98%値」は 0.015ppm であり、環境基準である 0.04ppm 以下を達成しています。



図－３　大気汚染物質経年変化（一酸化窒素・二酸化窒素）

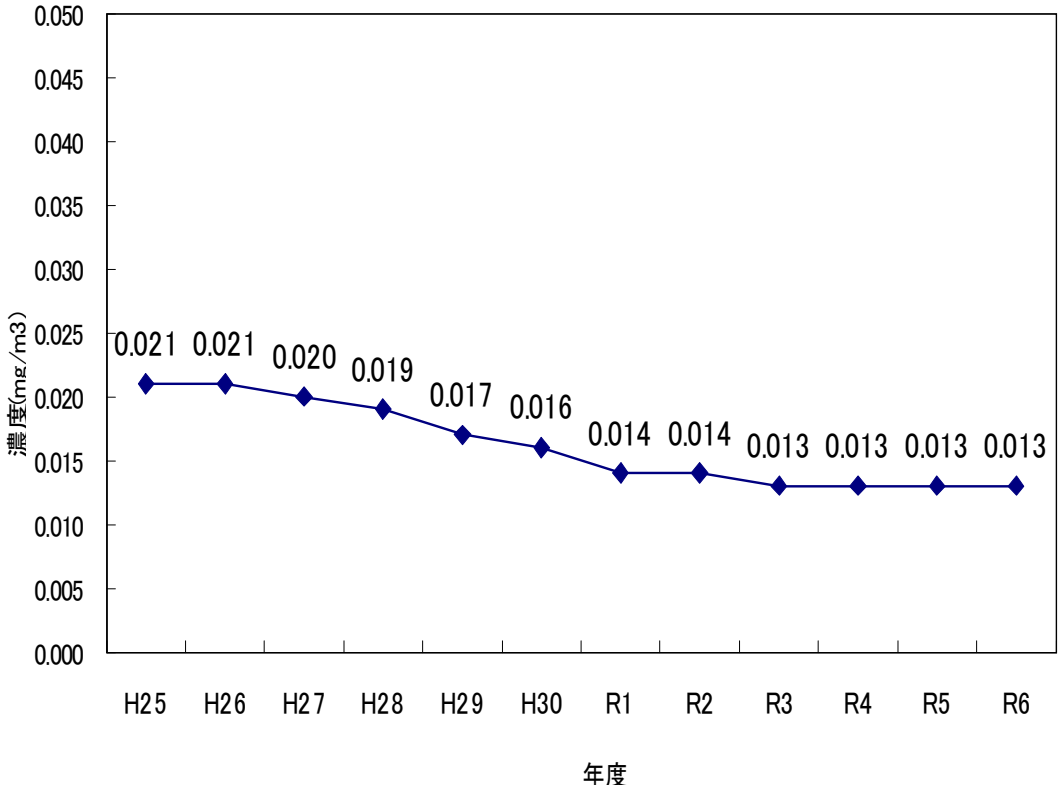
(2) 浮遊粒子状物質

大気中に存在する浮遊粉じん等は、工場・事業場や交通機関等からの人為的な原因によって発生するものの他、砂塵の舞い上がりや火山活動等の自然的な原因によって発生するものがあります。

粗大な粒子は、発生源の近くで比較的速やかに地表に落ちて、「降下ばいじん」となりますが、それ以外の粉じん・ばいじんは、大気中に浮遊して、一般に「浮遊粉じん」といわれるものになります。

浮遊粉じんは、固体や液体（硫酸ミスト等）の状態の粒子状物質であり、粒子が小さいものほど落ちてくる速度が遅く、人体への影響も大きいことから、粒径 10μm 以下の粒子について「浮遊粒子状物質」として、環境基準が設定されています。

令和６年度における緑ケ丘小学校の浮遊粒子状物質の測定結果は、年平均値で 0.013 mg/m^3 でした。また、環境基準の長期的評価による日平均値が 0.1 mg/m3 を越えた日数はなく、基準を達成していました。



図－４　浮遊粒子状物質濃度経年変化

(3) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μｍの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子のことをいい、大気汚染の原因物質として環境基準がすでに設定されている浮遊粒子状物質よりも粒径が小さい粒子ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系などへの影響が懸念されています。

令和６年度では、緑ケ丘小学校において、環境基準を達成していました。

表－５　微小粒子状物質調査結果

測定項目	測定局	年平均値 （μg/m³）	環境基準 超過日数	日平均値の 年間 98%値
微小粒子状物質	緑ケ丘小学校	8.2	0	21.2

環境基準：1 年平均値 15μg/m³以下かつ、1 日平均値 35μg/m³以下

注意喚起のための暫定的な指針値：1 日平均値 70μg/m³

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類が強い紫外線によって光化学反応を起こした結果、生成される酸化性物質の総称で、オゾンや PAN（ペルオキシアシルナイトレート）などが主な物質です。これらの物質の生成は、日照時間や気温等といった気象条件に大きく影響されるため、年度により濃度が著しく変動します。

光化学オキシダントに係る環境基準は、６時から 20 時までの 15 個の１時間値について評価を行うこととされています。

令和６年度では、緑ケ丘小学校において、昼間の１時間値が 0.06 ppm を超えた日数は 112 日で、環境基準を達成していませんでした。

(5) 酸性雨

雨水の酸性化は、大気に放出された窒素酸化物や硫黄酸化物が大気中で酸化されて硝酸や硫酸となり、さらにそれらが雨水に溶け込むことによって起こります。つまり、雨水による浄化の結果が、雨水の酸性化を引き起こしてしまいます。

一般的に、大気中の二酸化炭素が水に溶け込むと、pH（水素イオン濃度）が 5.6 となるので、pH がこの値以下の雨のことを、酸性雨と呼んでいます。

酸性雨が降ると、湖沼が酸性化され魚類等が住めなくなったり、また樹木が枯れてしまったり、さらには、建築物や石像が侵食される等の被害が出ると考えられています。

第２節　大気環境の防止対策

１　工場等に対する規制

法による規制については、昭和 43 年６月 10 日に「大気汚染防止法」が制定され、大気汚染物質の排出の規制と、自動車排出ガスに係る許容限度が定められました。現在は、全国一律の規制基準が導入され、規制対象物質も拡大されています。

また、工場・事業場が集中している地域には、硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制基準を適用し、その他の工場には燃料使用基準を適用しています。なお、本市は窒素酸化物については、総量規制の指定地域外となっています。

条例等による規制については、平成６年 11 月１日施行の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で、ばい煙、ばいじん、有害物質、炭化水素類、特定粉じん、一般粉じんの届出施設と排出基準等を設定しています。

さらに、「和泉市生活環境の保全等に関する条例」では、工場等の設置者に対して特定施設や規則で定める施設の設置・変更を行う場合、あらかじめ市長と協議することを義務づけています。

２　自動車排出ガスに対する規制

自動車排出ガスによる大気汚染を防止するために、自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質についての規制が実施されています。

自動車排出ガスの規制は、昭和 41 年９月のガソリン車の一酸化炭素排出規制にはじまり、昭和 43 年６月に大気汚染防止法において許容限度が定められて以来、規制が強化されてきました。

大阪府は、府民の健康を守り、生活環境を保全するため、自動車交通の集中、増大等に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気汚染について、これまでは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第 70 号）に基づき、関係機関との連携・協力のもと、自動車環境対策を総合的に推進してきました。

その結果、平成 22 年度において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を大阪府内の全監視測定局において達成しましたが、平成 23 年３月に閣議決定された総量の削減に関する基本方針を踏まえ、府域の実情を勘案し、継続的・安定的に大気環境基準を達成するために「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定されました。

そして、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（府、学識経験者、府公安委員会、関係市町、国の地方行政機関等で構成）において、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第４次〕」を策定するとともに、その目標の達成に向けて関係者相互の連携・協力のもと自動車環境対策を総合的に推進しています。

３　環境監視

大阪府は、府域の大気汚染状況を常時監視により把握しており、本市域での監視局は緑ケ丘小学校区におかれています。

第３節　悪臭

私たちが日常生活をする上で、“鼻をつく臭い”を感じるときがあります。「悪臭」とは、人間の嗅覚をとおして感じるもので、自分自身では「これは悪臭ではないか？」と感じても、他人には全く感じないという場合もあり、その時の気持ちや環境で感じ方が左右されます。したがって、「悪臭」とは「不特定多数の人々の嗅覚によって、人に嫌悪感を与えるガス状物質」と定義されています。

悪臭による被害は、「せきが出る」「正常な判断が妨げられる」「心情不安定」「食欲不振」「頭痛」「吐き気」等があげられます。また、大阪府では悪臭に関して、環境保全目標で「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること」としています。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質のうち 22 物質を指定しており、工場・事業場からの排出を防止するため、規制地域の指定（大阪府は全域）及び規制基準が設定されています。また、排出水に含まれる悪臭物質についても、硫化水素等４物質について規制基準が設定されています。

本市では、悪臭問題のほとんどが苦情の形態で現れています。令和６年度の悪臭の苦情受付はありません。

表－６　悪臭物質の規制基準（敷地境界線での基準）

悪臭物質（22項目）	規制基準値（ppm）	においの種類
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

※　悪臭物質のうち、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質については、排出口における規制基準が設定されています。

表－７　悪臭物質の規制基準（排出水中の基準）

排出水量（m^3／秒）／物質明（４項目）	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

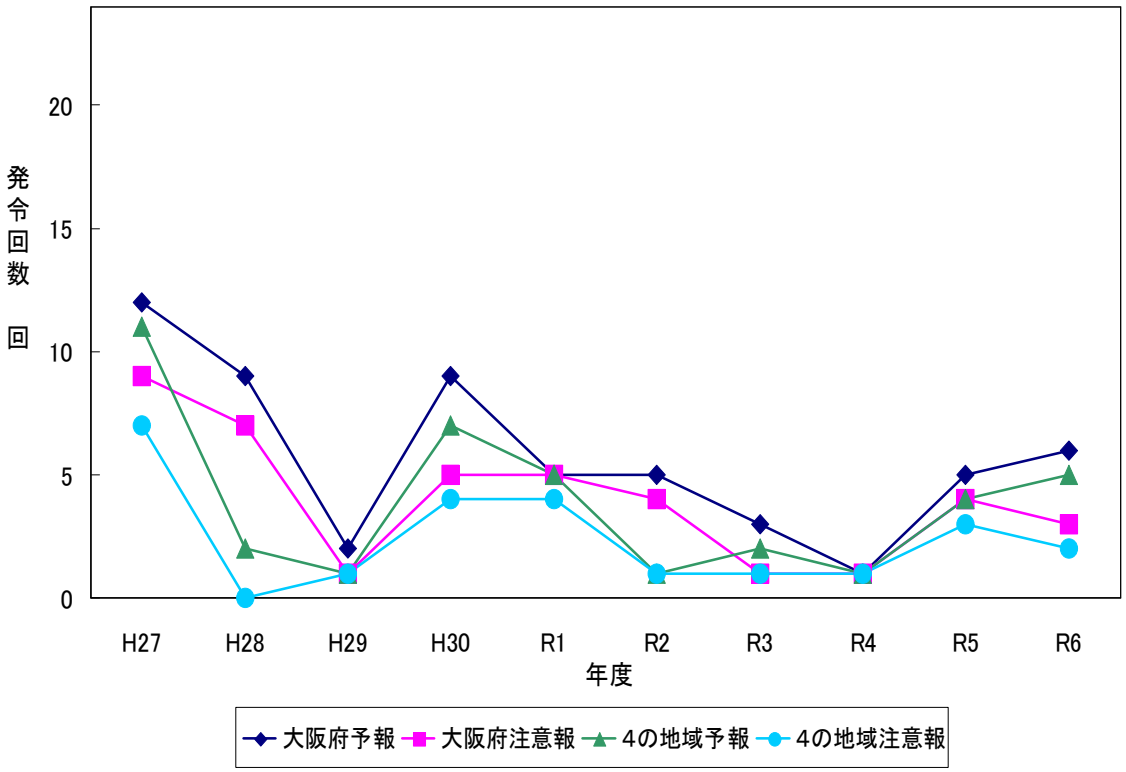
（注）　(1)　Q：当該事業場の排出水量
　　(2)　有効数字は１桁
　　(3)　濃度の単位はmg／L

第４節　光化学スモッグ

光化学スモッグは、気象状況に大きく影響され、気温が高く、日ざしの強い微風時に発生しやすく、特に本市では和泉山脈がかすんで見えるとき、あるいは、全くみえないときに発生することが多いです。

症状としては、「目がチカチカする」「のどがいがらっぽい」等、目やのどの刺激が大部分です。この他、頭痛やはきけ、さらには息苦しいといった症状が出ることもあります。

令和６年度の本市を含む堺市及びその周辺地域における光化学スモッグ予報等の発令状況は、予報５回、注意報２回（前年度予報４回、注意報３回）でした。また、本市の光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。



図－５　光化学スモッグ発令推移

（注）４の地域とは、「堺市及びその周辺地域」のことで、和泉市、大阪市住之江区・住吉区・東住吉区・平野区、堺市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町が含まれます。

表－８　予報等の発令時における周知事項

区分	周　　知　　事　　項
予報	１．注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 ２．屋外での特に過激な運動は避けること。 ３．目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
注意報	１．屋外になるべく出ないこと。 ２．学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 ３．目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
警報	１．屋外になるべく出ないこと。 ２．学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 ３．目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
重大緊急警報	１．屋外に出ないこと。 ２．学校、幼稚園、保育所などにおいては警報と同じ措置をとっていることの再認識を行うこと。 ３．目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。

第２章　水　環　境

第１節　水環境の現状

本市を流れる主な河川は、槇尾川、松尾川、父鬼川及び東槇尾川で、それぞれ和泉山脈を源流として市内をほぼ南北に縦断して流れています。

槇尾川は、上流にて父鬼川と東槇尾川が合流し、市内を流れ下流にて牛滝川と合流して大津川となり大阪湾へ注いでいます。一方、松尾川は、市内の西部を流れ下流にて牛滝川に合流しています。（図－８）

本市の河川水質の概況は、健康項目については、全地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目のうち、代表的な項目の BOD（生物化学的酸素要求量）については、上・中流域では同基準が達成されており、下流域においては主として生活排水などの影響を受けて、次第に水質が悪化し、同基準の達成率が低くなっています。

このため、和泉市生活排水対策推進計画（平成８年３月策定・平成 24 年３月見直し、平成 30 年８月見直し）に基づいて、下水道整備などによる生活排水対策の推進や法令に基づく工場等の排水規制などにより水環境保全に努めています。

１　環 境 基 準

平成５年 11 月 19 日に「環境基本法」が制定され、第 16 条で人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めています。

人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目）は、全公共用水域を対象に一律に設定されており、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境基準項目（生活環境項目）については、河川や水域類型ごとに設定されています。

また、大阪府は、環境基準項目に「特殊項目」を追加し、「環境保全目標値」を設定しています。

２　現　　状

(1)　河川水質調査結果

本市では、13 地点の河川水質継続監視点（大阪府４地点測定、和泉市 9 地点測定）があります。

上下水道部測定地点（３地点）を除く 10 地点で、健康項目、生活環境項目及び特殊項目について水質調査を実施しています。

本市の河川水質は、健康項目については、全地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目のうち、溶存酸素量、浮遊物質量は全地点で、同基準を達成しています。

一方、大腸菌数は、一部地点で基準未達成となっています。

また、BODについては、上・中・下流域においておおむね基準を達成率しています。(表－９)

特殊項目については、全地点で環境保全目標値を達成しています。

なお、BODの75%値の推移をみると、近年は、概ね横ばいの傾向で推移しています。(図－６・７)

表－９　BODに係る環境基準達成状況　（令和６年度）

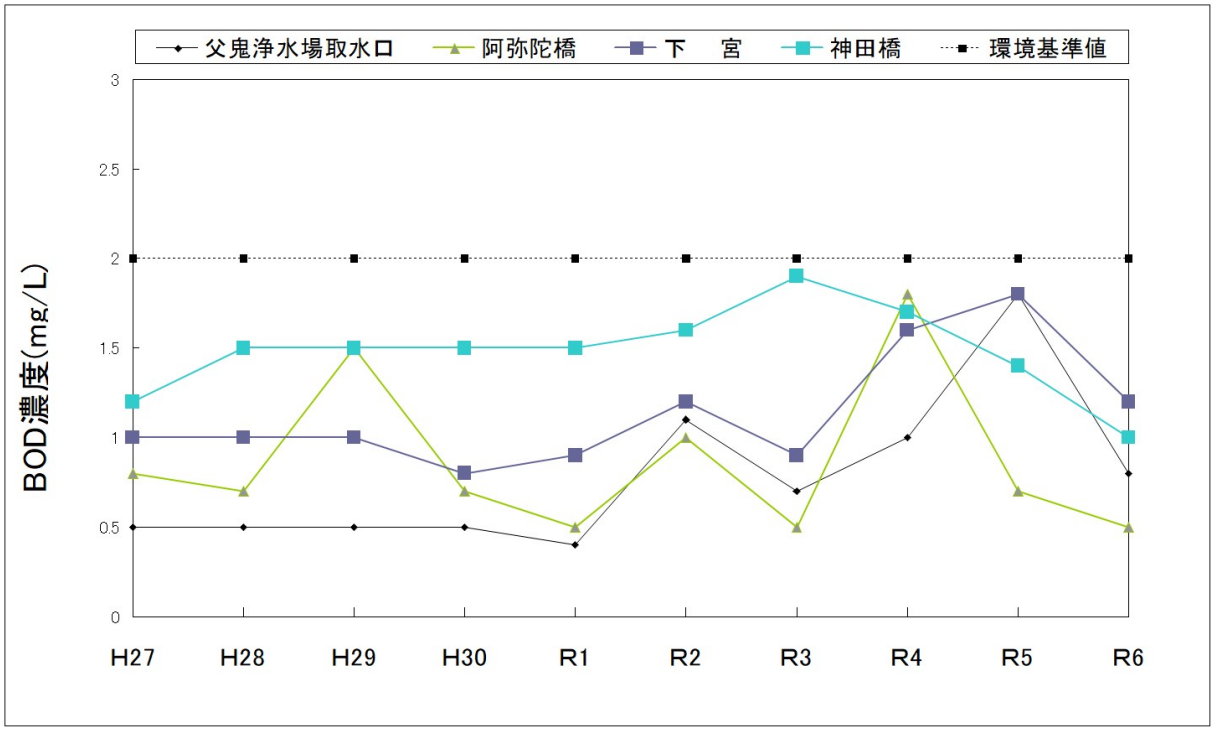
河川名	調査地点	類型	BOD基準値	平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	m/n	評価	調査機関
父鬼川	父鬼浄水場取水口	A	2 mg/L以下	0.6	0.8	0/9	○	和泉市(上下水道部水道施設室)
	阿弥陀橋			0.6	<0.5	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	下宮			1.4	1.2	1/8	○	和泉市(上下水道部水道施設室)
	東條橋			1.4	1.6	0/4	○	大阪府 和泉市(上下水道部水道施設室)
	神田橋			1.0	1.0	1/12	○	大阪府
槇尾川	城前橋	B	3 mg/L以下	0.8	0.8	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	桑原大橋			1.4	1.5	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	繁和橋			1.5	2.1	0/12	○	大阪府
松尾川	西の谷橋	B	3 mg/L以下	0.8	0.6	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	冬堂橋			1.9	1.8	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	箕形橋			1.2	1.7	0/4	○	和泉市(環境政策室)
	新緑田橋			2.0	2.2	2/12	○	大阪府

＊n:総検体数　m:環境基準未達成の検体数

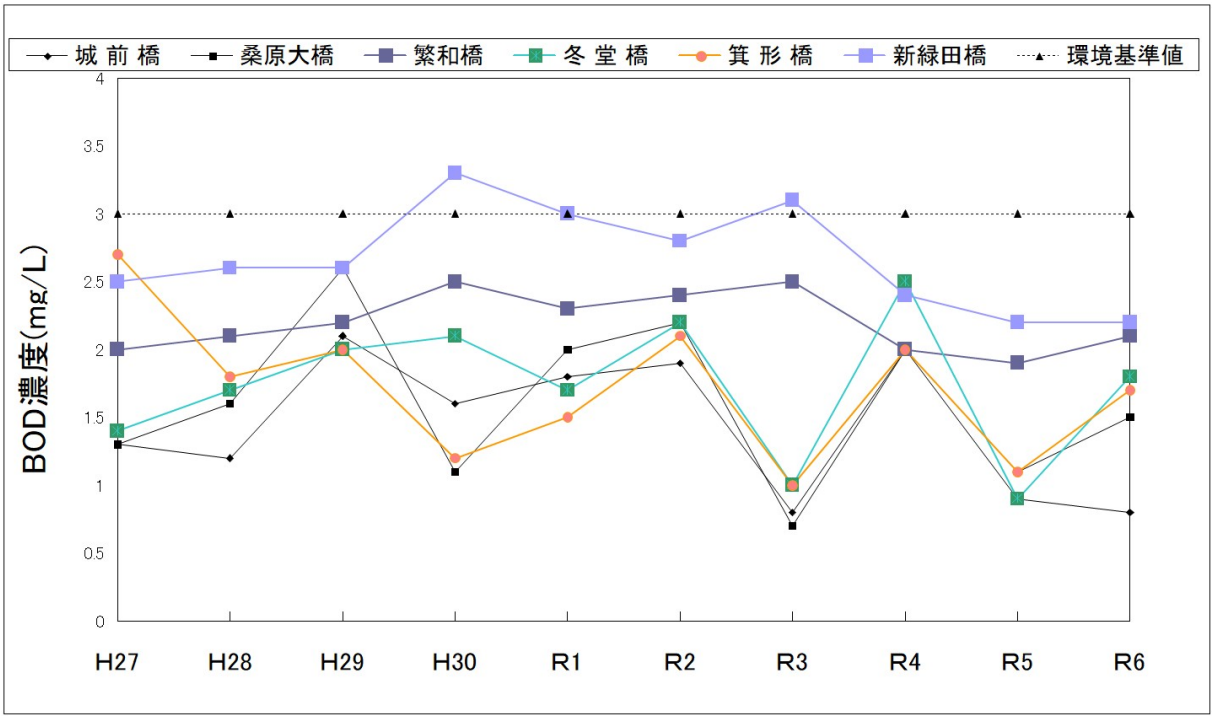
＊75%値:日間平均値の年間の75%値(データ数4の場合、小さい方から3番目の値)

＊評価:環境基準の達成状況(75%値で評価:年間を通じて日平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。)

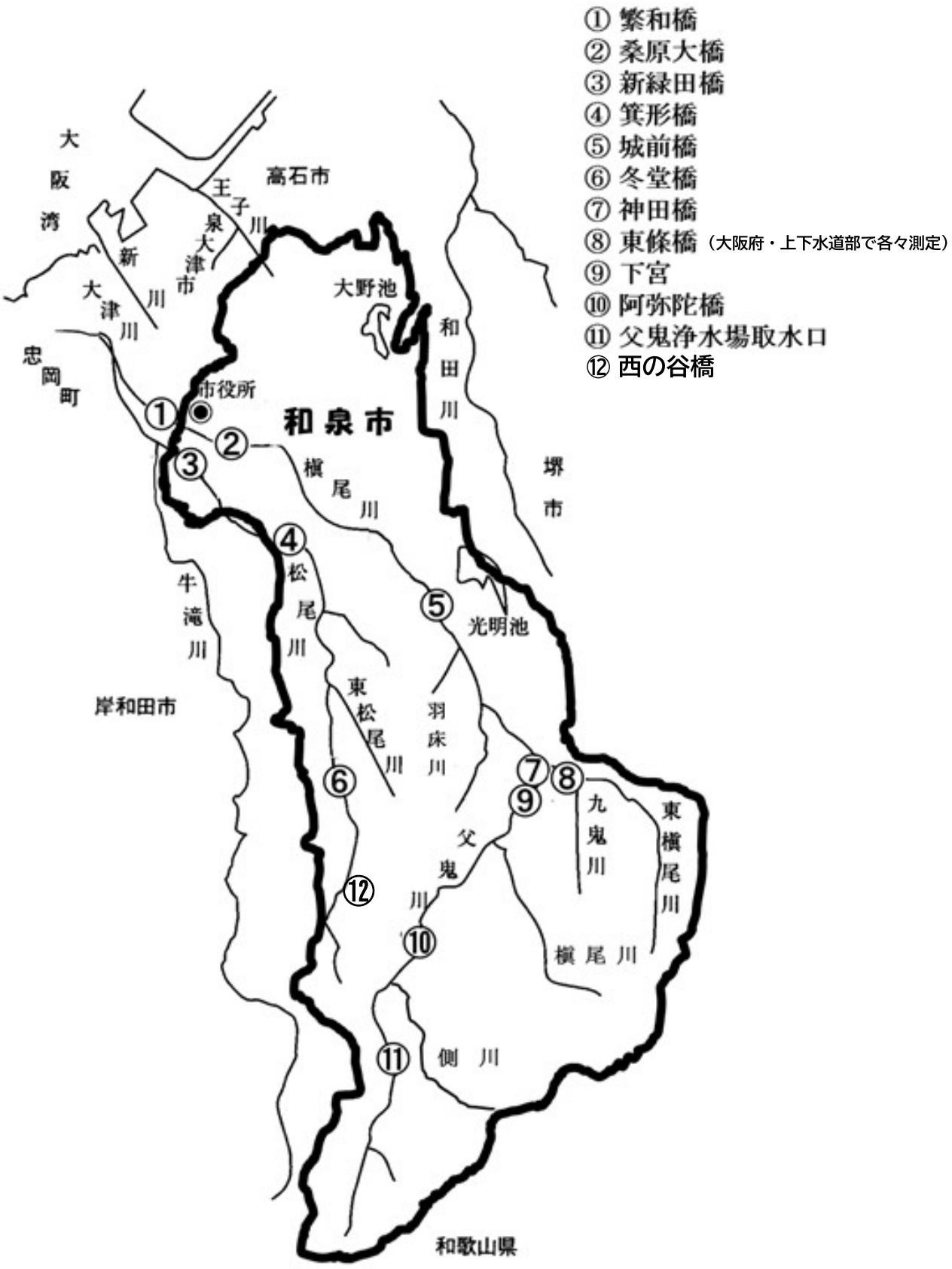
＊類型:利水目的に応じ、水域を区切ってAA、A、B、C、D、Eの6つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準



図－６　環境基準点における水質の推移（父鬼川）



図－７　環境基準点における水質の推移（槇尾川・松尾川）



図－８　和泉市周辺のおもな河川と水質測定点

第２節　水環境保全対策

１　河川水質の監視

市内の河川水質を継続して監視している定点は、大阪府水質基準点が４地点、和泉市が９地点（環境政策室６地点、上下水道部水道施設室３地点）の合計 13 地点あり、それぞれ健康項目、生活環境項目及び特殊項目についての水質調査を実施しています。

これらの定点の水質監視に加えて河川生物調査や支川等での水質調査を実施しています。

これらの調査を継続的に実施し、公共用水域における水質を把握すると共に、異常値等を確認した場合には、必要な追跡調査や原因調査等を行い、水環境の保全に努めています。

２　生活排水対策の推進

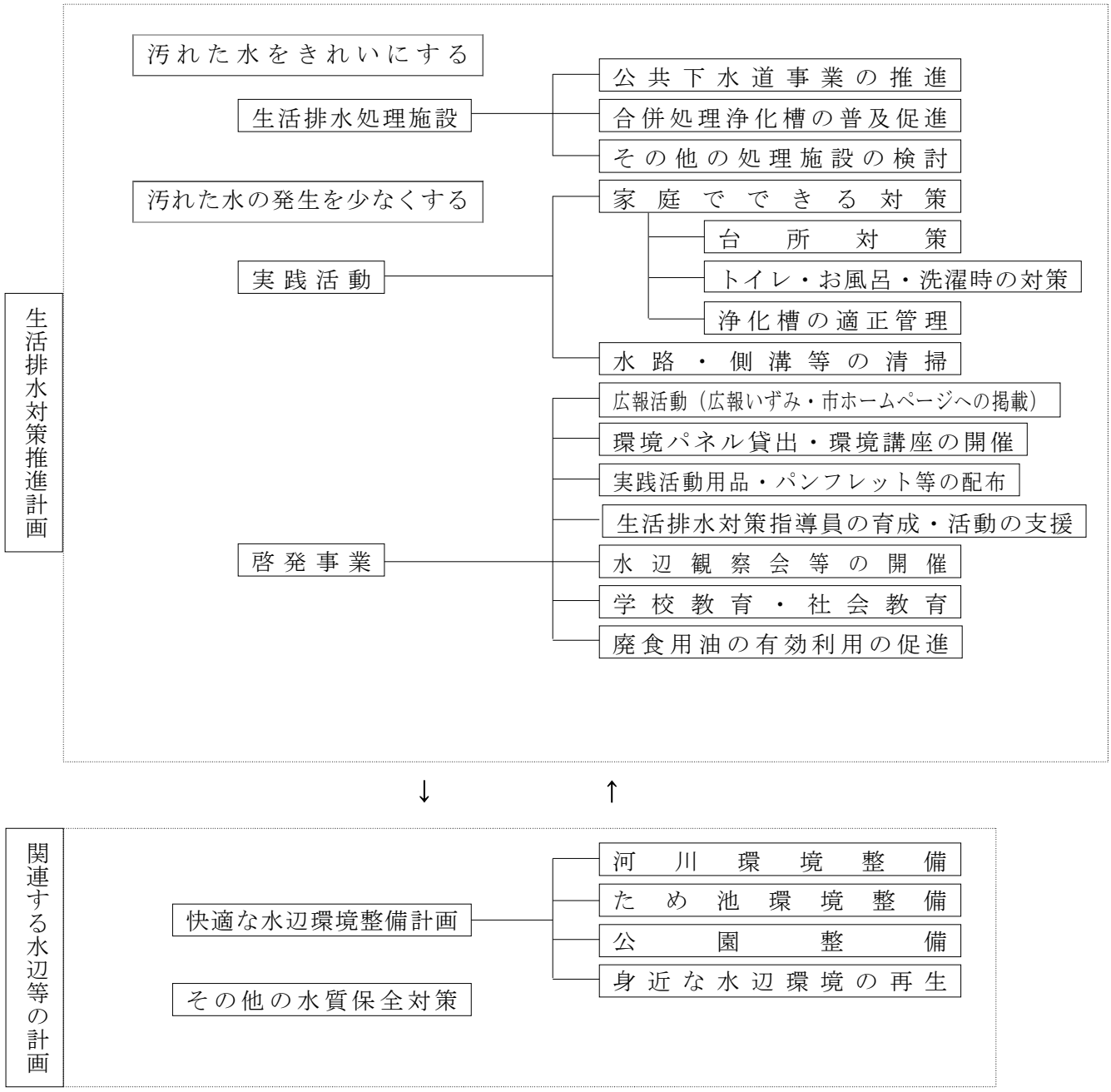
(1)　第２次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～

私たちのまわりの水路や河川を流れている水の汚れる原因別の割合は、家庭の生活排水が最も大きく、全体の約８割を占め工場・事業所等の約２割弱に比べて圧倒的に高くなっています。このため河川など公共用水域の水質を改善するには、家庭からの生活排水による影響を低減することが必要です。

このことから、本市では平成８年３月に水質汚濁防止法に基づき「和泉市生活排水対策推進計画」を策定し、その後、平成 24 年３月には公共用水域の水質に関する現状の把握や施策課題の抽出を行い、今後の推進方針をまとめた「第２次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～」を策定しています。本推進計画は平成 30 年８月に中間見直しを行っており、令和６年６月には一部改訂を行っております。(図－13)

この第２次和泉市生活排水対策推進計画に基づく事業推進のために、市民代表、学識経験者および関係機関で組織する「和泉市生活排水対策推進協議会」や生活排水対策実践活動等の地域リーダーである「和泉市生活排水対策指導員」などを母体として取り組みを進めています。

主要な推進事業として、公共下水道整備事業、和泉市浄化槽整備推進事業、合併処理浄化槽設置整備事業及び啓発事業を実施しています。



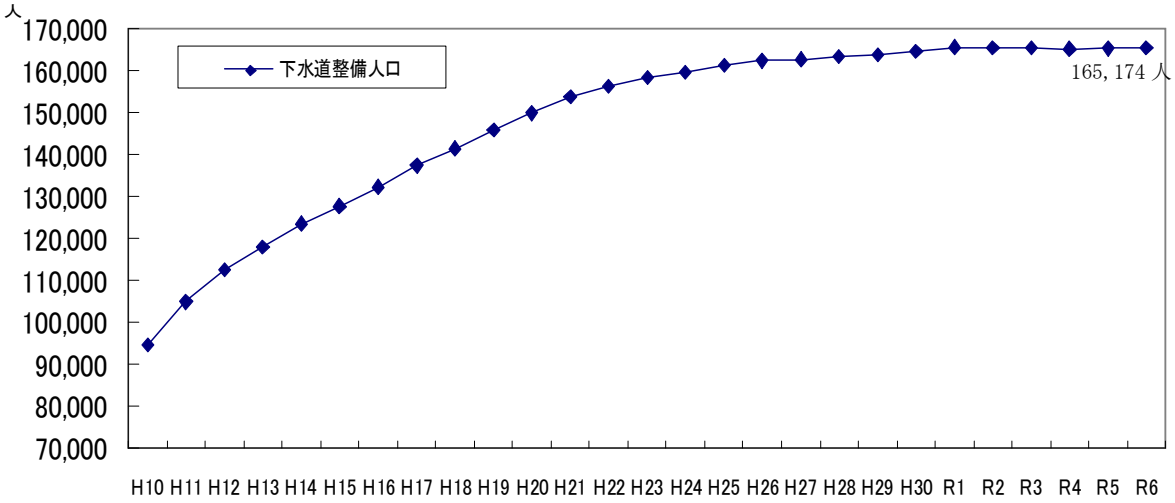
図－９　生活排水対策推進施策の体系

(2)　公共下水道整備事業

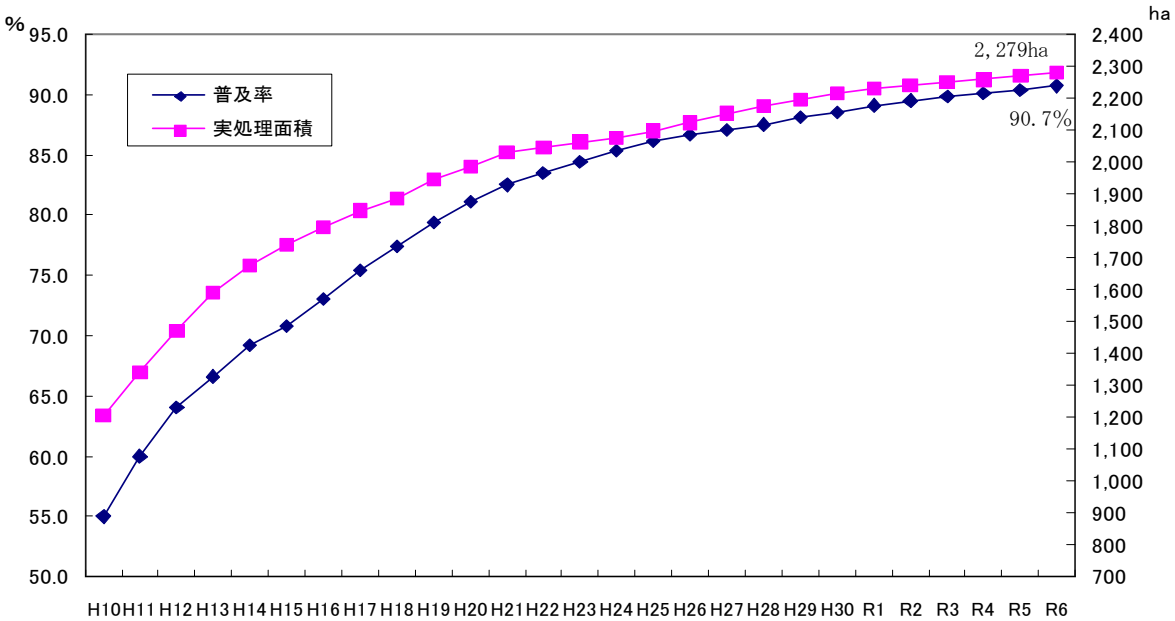
下水道は市民の生活環境の改善や低地での浸水対策に加えて公共用水域の水質改善とりわけ生活排水対策に大きな効果があります。

本市では、南大阪湾岸流域下水道の整備と整合しながら積極的に推進しています。

令和６年度末の整備状況は、下水道整備人口 165,174 人、下水道整備面積 2,279ha、普及率 90.7%となっています。（図－10、図－11）



図－10　下水道整備人口



図－11　下水道整備面積，下水道普及率

(3)　合併処理浄化槽の普及促進

し尿に加えて生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を合わせて処理する合併処理浄化槽は、し尿のみを処理するだけの単独処理浄化槽に比べ、公共河川水質への影響度が小さく生活排水対策にすぐれた効果があります。

また、合併処理浄化槽では単独処理浄化槽に比べ、汚れの量を約８分の１にまで軽減することができます。

本市では、合併処理浄化槽設置整備事業（平成４年度から）により、合併処理浄化槽の普及促進を推進しています。

令和６年度における設置補助基数は１基でした。

①　和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の補助制度

(a)　補助制度の目的及び経過

近年、公共用水域の汚れのほとんどが生活排水によるものです。

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、平成４年６月１日より下水道の全体計画区域外の地域を対象に、住宅用の小型合併処理浄化槽に対する設置補助を実施しています。

また、平成７年６月に水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定を受けたことに伴い、平成７年 10 月１日より、公共下水道整備の事業計画区域外の市街化調整区域を補助対象区域としています。

(b)　補助対象の条件

＊住宅用に限る。

（ただし、店舗等併用住宅の場合は、住宅用部分の床面積が２分の１以上必要）

＊処理対象人員が 10 人槽以下の浄化槽に限る。

＊このほか、対象地域等市が定めている条件に適合する必要がある。

表－10　和泉市合併処理浄化槽設置整備事業の設置基数の推移

設置年度	設置人槽別設置基数				合計基数
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～20人槽	
H４		5	3		8
H５		1	6		7
H６		5	5		10
H７		9	12	3	24
H８	4	15	26	2	47
H９	3	20	47	2	72
H10	9	31	16		56
H11	5	23	13	2	43
H12	8	29	8	1	46
H13	6	34	5		45
H14	15	31	3		49
H15	12	35			47
H16	9	21	4		34
H17	12	30	1		43
H18	16	23	2		41
H19	10	26	3		39
H20	6	31	4		41
H21	16	30			46
H22	8	23	5		36
H23	3	27			30
H24	15	16	2		33
H25	4	9			13
H26	7	5			12
H27	3	7	2		12
H28	4	1			5
H29		3			3
H30	1	3	1		5
R１		3			3
R２	1	2			3
R３	1	1			2
R４	1	3	1		5
R５		1			1
R６			1		1
合計	179	503	170	10	862

※H21 に地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業で 30 人槽の浄化槽を 1 基設置しているが、住宅用でないため、上記表にはカウントしていない。

(4)　生活排水対策推進啓発事業

生活排水対策推進にかかる住民の意識を高めるため、広報啓発、指導員活動及び生活排水対策推進月間事業等を実施しています。

①　広報・啓発

広報いずみ・市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前街頭啓発などの啓発活動、環境パネルの貸し出しや環境講座の実施および啓発用品・パンフレット等の配布を行います。

②　生活排水対策指導員活動

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を設置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発ビデオ上映および啓発用品の配布など、地域に根ざした啓発活動を行っています。令和４年度末まで１６名の指導員を委嘱しています。

③　生活排水対策推進月間

生活排水の河川への影響が特に冬期に大きくなることから、２月を「生活排水対策推進月間」と定め、市内全域で生活排水対策の重要性のＰＲや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組み等、生活排水対策実践の徹底を促進しています。

④　水辺の自然観察会

水辺において水生生物や植物などの自然観察会を実施し、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうよう啓発しています。

令和６年度は、７月 27 日に一般市民等 59 名の参加を得て、父鬼川（大野町地内）の川原にて実施し、きれいな水域にすむ指標生物のサワガニやヘビトンボ類などの水生生物が観察されました。

３　工場・事業所排水対策

(1)　特定工場等の規制

水環境の保全を図るため、特定の工場等は法律や条例に基づいて様々な規制を受けています。瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例には、特定施設や届出施設を設置・変更する場合には許可、届出及び事前協議などの手続きや排水基準を規定しています。

特定工場等では、規模により排出水中の有害物質項目や一般項目の水質基準、排出する汚濁物質(COD)・ 窒素・りんの総量基準が適用されます。

その他、ゴルフ場や廃棄物処分場等にかかる水質汚染対策としては、大阪府ゴルフ場農

薬適正使用等指導要綱や環境保全協定などに基づき、排水の水質調査や立入調査・指導を実施しています。瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出事業場数の状況は、表－11 の通りです。

表－11　瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、
大阪府生活環境の保全等に関する条例及び和泉市生活環境の保全等に関する条例に
基づく届出事業場数

（令和７年３月３１日現在）

平均排水量(㎥/日)	事業場数
30 未満	162
30 以上～50 未満	4
50 以上～100 未満	2
100 以上～200 未満	2
200 以上～1,000 未満	0
1,000 以上	1
合　　計	171

流　　域	事業場数
王 子 川	69
槇 尾 川	42
松 尾 川	40
和 田 川	6
新　　川	6
下水道・その他	8
合　　計	171

(2)　立入調査・指導

法・条例の対象工場や事業場へ定期的に立入調査や排水の水質検査を実施し、特定施設や届出施設及び排水処理施設の適正稼働状況、排水基準の遵守状況などを点検・確認し、その状態に基づき必要な改善指導等を行っています。

第３節　地盤環境

地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染にかかる環境問題は、互いに関連するため総合的にとらえて「地盤環境問題」として保全を図る必要があります。

地盤沈下は、主として地下水を過剰に汲み上げることなどによって起こり、場合によっては家屋等の損壊や都市機能のマヒなどの被害が生じます。

また、地下水汚染や土壌汚染は、有害物質等が地下浸透し、水脈を汚染して地下水の利用が不可能となったり、土壌へ混入して農作物等の成育障害や食用不適などの被害が生じたりし、ひいては健康被害をも発生することがあります。

これらの地盤環境の保全をはかるため、環境基準や環境保全目標が設定され、そして、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法や大阪府生活環境の保全等に関する条例などの法令及び関係指針が整備されています。

このほか、「大阪府地下水質保全対策要領」などにより地下水汚染の対策や監視等を実施しています。

本市では、これらの規定に基づき、工場・事業場への啓発や指導、必要な環境監視を実施し未然防止に努めています。

第３章　騒音・振動

第１節　騒音・振動の現状

１　概　　要

騒音は「好ましくない音」、「ない方がよい音」、振動は「人為的なゆれ」とされ、これらは共に私たちに心理的・生理的に影響を与えるなど、主として感覚的な面で生活環境を損ねて公害苦情となります。

騒音や振動の発生源は様々で、工場・事業場、建設工事、交通機関などでは、法令により規制基準などが定められており、必要に応じて改善対策がとられます。

しかし、エアコン、ピアノ、ペット、車の空ぶかしなど日常生活からの騒音は、基準による規制に馴染みにくく、一人ひとりの心がけや配慮に委ねられます。

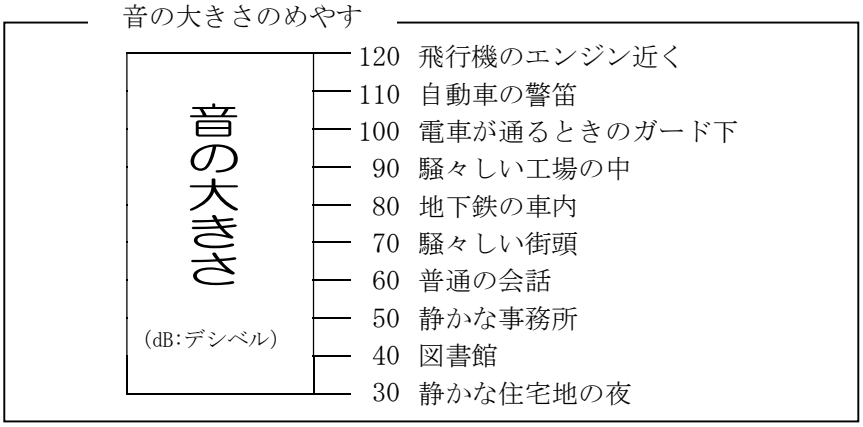
令和６年度の本市における騒音と振動の新規公害苦情受付件数は、騒音 46 件で、全公害苦情受付件数（61 件）の内、騒音・振動が 75.4%を占めていました。

環境騒音は、不特定多数から発生する騒音が複合されたもので、地域により主音源も様々です。

環境騒音の現況は、市内 13 地点での環境騒音モニタリング調査を、道路の面する地域と、道路に面しない地域において実施しました。(図－12)

身近な騒音や振動の例を表－12、13 に示します。

表－12　騒音の大きさの目安



表－13　振動の大きさの目安

振動レベル（dB）	震度階級	振 動 の 感 じ 方 等
55 以下	0　無感	
55 以上～65 未満	Ⅰ　微震	静止している人にだけ感じる。
65 以上～75 未満	Ⅱ　軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く。
75 以上～85 未満	Ⅲ　弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる。
85 以上～95 未満	Ⅳ　中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる。
95 以上～105 未満	Ⅴ　強震	家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯籠が倒れる。
105 以上～110 未満	Ⅵ　烈震	木造家屋が 30%以下倒壊する。
110 以上	Ⅶ　激震	木造家屋が 30%以上倒壊する。

２　環境基準及び環境保全目標

環境基本法において、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められ、大阪府環境総合計画においても、生活環境を保全するための望ましい基準として環境保全目標が定められています。

道路に面しない地域並びに道路に面する地域の環境基準が、平成 10 年９月に、従来の時間率騒音レベル（中央値）から等価騒音レベルへの評価手法の変更等の改正がなされ、平成 11 年４月１日より新環境基準が施行されています。

３　環境騒音等調査結果

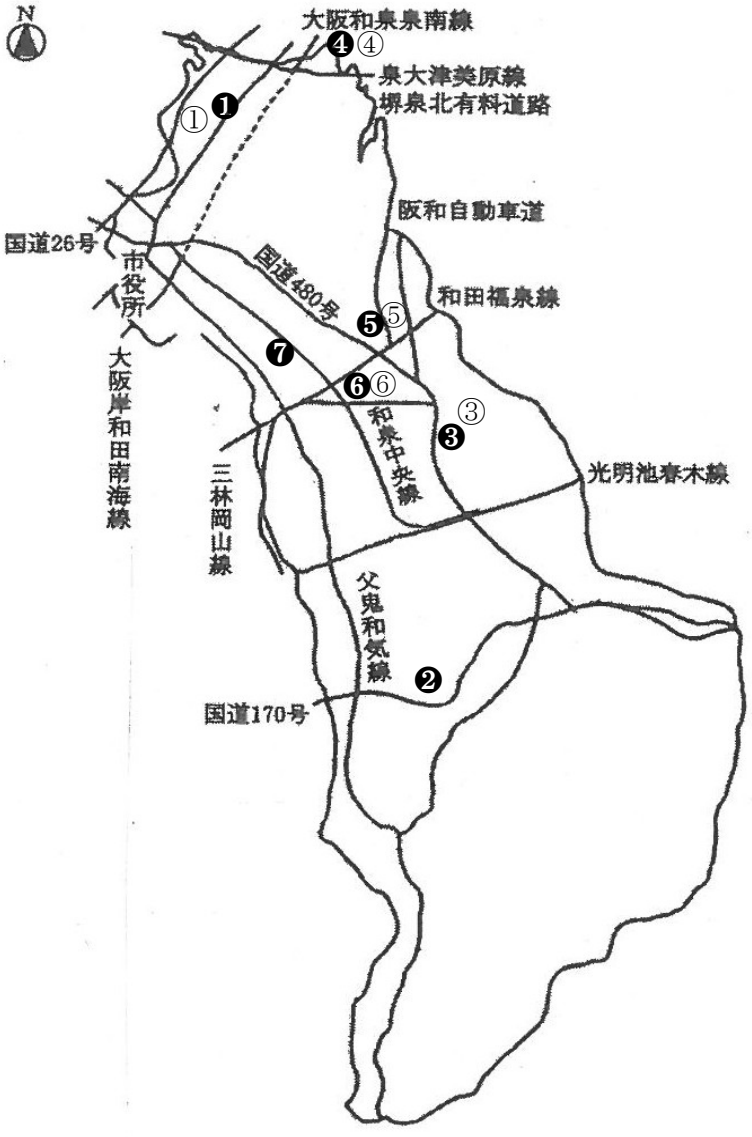
（１）道路騒音

道路沿道の境界（道路端）及び道路に面していない２列目以降の家屋における地点（背後地）で騒音の現況を把握し、環境基準や要請限度に適合しているかどうかを確認し、環境保全施策に資するため市内７地点（背後地については６地点）にて調査を実施しています。

道路端７地点の結果は、環境基準への適合率は、昼間、夜間ともに 57.1％でした。

調査地点		対象路線
❶	池上町	国道 26 号
❷	若樫町	国道 170 号（新）
❸	三林町	国道 480 号
❹	上町	泉大津美原線（新）
❺	池田下町	富田林泉大津線（新）
❻	万町	三林岡山線
❼	いぶき野	市道和泉中央線

背後地	
①	池上町
③	三林町
④	上町
⑤	池田下町
⑥	万町
⑦	いぶき野



図－12　環境騒音調査地点図

表－14　道路端における道路騒音調査結果〈環境基準への適合状況〉（令和６年度）

番号	測定場所	道　路　名	用途地域コード	車線数	騒音レベル (dB)		環境基準適合状況		要請限度適合状況
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	池上町	国道 26 号	7	6	72	68	×	×	○
					67	59			
2	若樫町	国道 170 号	0	2	73	66	×	×	○
					66	47			
3	三林町	国道 480 号	5	2	70	63	○	○	○
					64	43			
4	上町	泉大津美原線（新）	6	4	70	65	○	○	○
					65	55			
5	池田下町	富田林泉大津線（新）	0	4	72	68	×	×	○
					71	56			
6	万町	三林岡山線	3	2	61	55	○	○	○
					54	46			
7	いぶき野	市道和泉中央線	3	4	67	58	○	○	○
					60	47			

（注）　１.昼間：午前 6 時～午後 10 時　　夜間：午後 10 時～午前 6 時
２.騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕
３.用途地域コード：１（第一種低層住居専用地域）・２（第二種低層住居専用地域）
３（第一種中高層住居専用地域）・４（第二種中高層住居専用地域）
５（第一種住居地域）・６（第二種住居地域）・７（準住居地域）
８（近隣商業地域）・９（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・０（用途地域指定のない地域）



写真：環境騒音モニタリング調査

表－15　背後地における道路騒音調査結果〈環境基準への適合状況〉（令和６年度）

番号	測 定 場 所	用途地域コード	騒音レベル（dB）		適 合 状 況	
			昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
1	池上町	7	55	51	○	○
			55	50		
2	三林町	5	52	48	○	○
			48	46		
3	上町	6	57	52	○	○
			57	51		
4	池田下町	0	58	52	○	○
			55	48		
5	のぞみ野	3	57	55	○	○
			54	47		
6	いぶき野	3	53	52	○	○
			50	50		

（注）１.昼間：午前６時～午後 10 時　　夜間：午後 10 時～午前６時

２.騒音レベル：上段〔LAeq〕・下段〔LA50〕

３.用途地域コード：　１（第一種低層住居専用地域）・２（第二種低層住居専用地域）
３（第一種中高層住居専用地域）・４（第二種中高層住居専用地域）
５（第一種住居地域）・６（第二種住居地域）・７（準住居地域）
８（近隣商業地域）・９（商業地域）・10（準工業地域）
11（工業地域）・12（工業専用地域）・０（用途地域指定のない地域）

第２節　騒音・振動の対策

１　法律・条例による規制

(1)　工場・事業場・特定建設作業

騒音・振動の規制として、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に特定の施設を設置する場合、届出や規制基準等の遵守義務が規定されています。

建設工事などで重機等の特定の機械を使用する場合にも同様に規定されています（表 19～21 規制基準)。騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出事業場数の状況は、表－16 の通りです。

また、和泉市生活環境の保全等に関する条例には、それらの施設及び規則に定める施設を設置する場合に事前協議するよう規定しており、環境保全の観点から、必要な場合は追加対策を指導・協議しています。

表－16　騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場総数

（令和７年３月３１日現在）

区分	工場・事業場総数
騒音規制法	1105
振動規制法	633
府条例	666
計	2404

(2)　カラオケ・商業宣伝

大阪府生活環境の保全等に関する条例により、飲食店やカラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前６時までの間、カラオケ等の音響機器の使用は原則として禁止されています。（表－21　深夜における音響機器の使用の制限）

また、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合には、静穏を要する病院、学校や図書館等の施設の周辺などでは原則として使用禁止され、その他の地域では使用禁止時間や使用方法、基準による規制があります。

２　工場等の立入調査

騒音・振動を発生する工場等に定期的に及び苦情処理のために立入調査・指導・啓発を実施しています。

立入調査では、騒音・振動を測定し、規制基準に基づく対策指導、法・条例の手続きや周辺への配慮、公害や苦情の未然防止などを啓発しています。

３　航空機騒音対策

大阪府と関係市町で関西国際空港環境監視機構を組織し、連携して環境監視、測定調査、

対策の要請等を行っています。

一方、関西国際空港においても開港後の環境監視計画に基づき、定期的に環境への影響について調査を実施しています。

4　交通騒音・振動対策

主要幹線道路の沿道７地点について、毎年継続して騒音を測定しており、交通騒音等の把握に努めています。

また、苦情等に基づき騒音・振動を測定し、必要な場合は道路管理者へ報告・要請しています。

5　生活騒音対策

生活騒音は日常生活から生ずるものであり、発生源が多様なことに加え、誰もが被害者・加害者の関係になり得ます。また、心理的な面や隣人関係にも左右されやすいなどの特徴があり、客観的に騒音の大きさを判断しにくいため、法令による規制に馴染みません。このため、日常生活において他人への思いやり等、一人ひとりの心がけに委ねられるところが大きい状況にあります。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、府民は日常生活に伴って発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならないと規定しています。表－17 に生活環境騒音の心がけを示します。

表－17　生活環境騒音の心がけ（例）

■テレビ、カラオケ、パソコン、スマートフォン	→	夜間、早朝はボリュームを絞ってヘッドホンやイヤホンなどの利用を。
■ピアノ、楽器	→	時間帯に気をつけ、窓やドアを閉め、長時間演奏する場合には防音対策を。
■車の空ぶかし、アイドリング	→	不必要な空ぶかしは控えてアイドリングは必要最小限に。
■掃除機、洗濯機、エアコン、給湯器	→	購入の際には低騒音機器の検討を。 深夜の使用はなるべく避けて。
■ペットの鳴き声	→	規則正しい食事と運動を心掛け、ペットのストレスの解消を。
■人の声	→	日頃から声の大きさを気に掛けて、窓やドアを閉める。
■集合住宅の室内や階段の足音	→	階段の昇り降りは静かにゆっくりと。 床にはカーペットなどを敷いて。
■集合住宅での給排水	→	深夜の給排水はできるだけ避けて。
■ドア、シャッター、雨戸の開閉	→	ドアクローザーなどの取り付けを。 注油などにより、動きをスムーズに。

〈工場・事業場にかかる規制基準〉

表－18　騒音に係る規制基準

区域の区分＼時間の区分	朝（午前６時～午前８時） 夕（午後６時～午後９時）	昼　間（午前８時～午後６時）	夜　間（午後９時～翌日午前６時）
第一・二種低層住居専用地域・田園住居地域	45 dB	50 dB	40 dB
第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50 dB	55 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	60 dB	65 dB	55 dB
工業地域、工業専用地域など	65 dB	70 dB	60 dB
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60 dB	65 dB	55 dB

表－19　振動に係る規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼　間（午前６時～午後９時）	夜　間（午後９時～午前６時）
第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域 第一・二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、市街化調整区域など		60 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65 dB	60 dB
工業地域及び工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び上記7の区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65 dB	60 dB
	その他の区域	70 dB	65 dB

表－20　特定建設作業にかかる規制基準

（騒音規制法第15条、振動規制法第15条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条）

<table>
<tr><th>項目</th><th>区域区分</th><th>騒音</th><th>振動</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基　準　値</td><td>1　号</td><td rowspan="2">85 dB</td><td rowspan="2">75 dB</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業可能時刻</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">午前7時～午後7時
午前6時～午後10時</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最大作業時間</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">10時間／日
14時間／日</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最大作業期間</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">連続6日間</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業日</td><td>1　号</td><td colspan="2" rowspan="2">日曜日その他の休日を除く日</td></tr>
<tr><td>2　号</td></tr>
</table>

（注）

■１号区域とは、第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用地指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80ｍの区域内の地域を指します。

（ただし、新用途地域に変更されるまでの間は、従来の用途地域が適用されます。）

■第２号区域とは、工業地域のうち１号区域以外の地域のほか、条例では工業専用地域の一部、空港敷地及び水域も該当します。

■基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

表－21　深夜における音響機器の使用の制限

制限の内容	地　　域	大阪府全域
	業　　種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	音響機器	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置
	使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前６時まで

飲食店・カラオケボックス等においては、午後 11 時から翌日の午前６時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。ただし、以下の場合は規制の適用は受けません。

○ 音響機器から発生する音が防音装置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合

○ 飲食店等が消防法第８条の２第１項に規定する地下街に立地している場合

○ 飲食店等の周囲 50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合　等

第４章　ダイオキシン類

第１節　ダイオキシン類の現状

ダイオキシン類は、意図的かつ工業的に製造される物質ではなく、「もの」の燃焼の課程で、自然に生成される有機塩素化合物であり、その発生源は、廃棄物焼却炉をはじめとして、多岐にわたっています。

令和６年度の府域のダイオキシン類現況調査は、大阪府と関係市により、大気 23 地点、河川水質 64 地点・底質 63 地点、海域水質・底質各 8 地点、地下水質 20 地点、土壌 24 地点でそれぞれ行われました。

１　環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が設定されています。

表－22　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　　体	基　　準　　値
大　　気	0.6pg－TEQ/㎥以下（年平均値）
水　　質	1pg－TEQ/L 以下（年平均値）
土　　壌	1,000pg－TEQ/g 以下
底　　質	150pg－TEQ/g 以下

２　ダイオキシン類の排出抑制対策と規制

ダイオキシン類については、平成９年８月に大気汚染防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正等が行われ、平成９年 12 月より焼却施設の煙突から排出されるダイオキシン類の規制が行われました。

また、同法の改正に伴い、廃棄物焼却炉についての規制が強化されました。すなわち、これまで、１時間当たりの焼却能力が 200 kg以上の施設が法律の対象となっていましたが、改正後、50 kg以上が法律の対象となりました。

さらに、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るため、平成 12 年１月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、規制対象施設からの排出ガス及び排出水中のダイオキシン類の濃度について基準が設置されました。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況は、表－23 の通りです。

表－23　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況

（令和７年３月３１日現在）

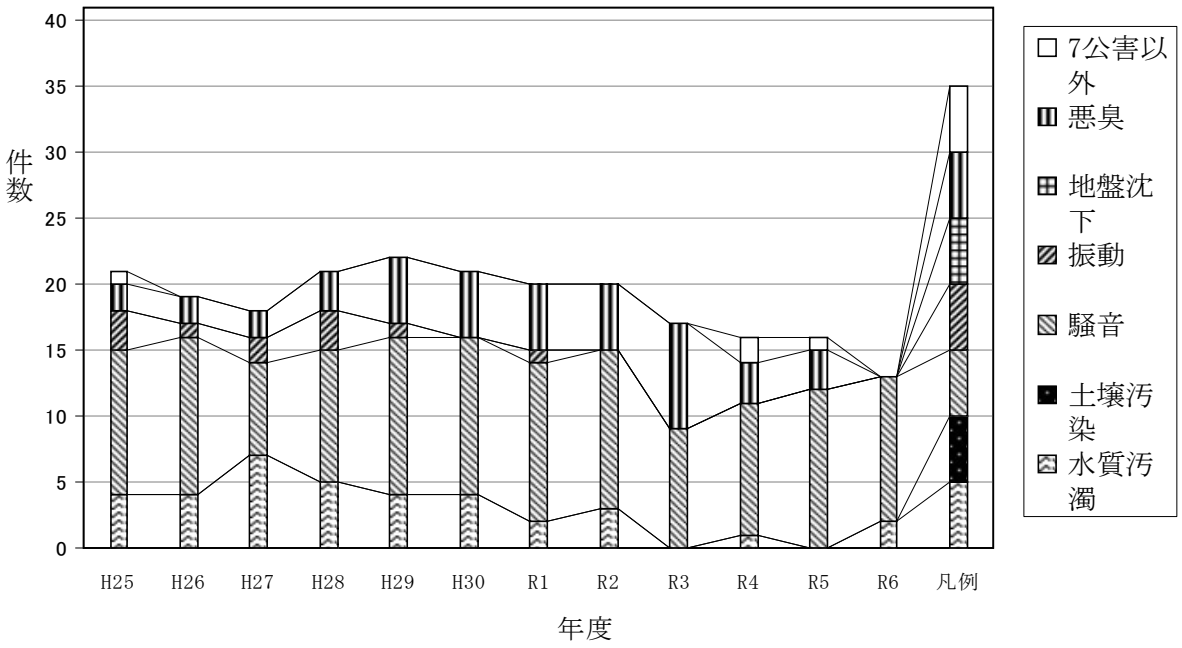
特定施設	大気基準適用施設	水質基準対象施設		施設数合計	工場等数
	廃棄物焼却炉	湿式集じん施設	灰の貯留施設		
工場・事業数	3	0	3	3	2



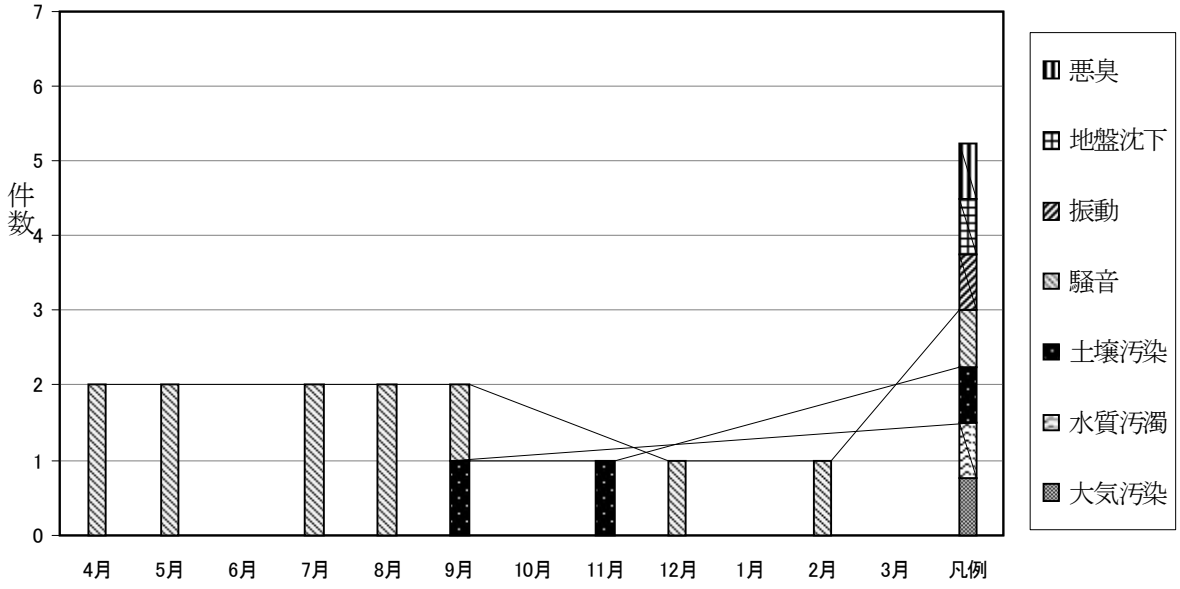
第５章　公 害 苦 情

令和６年度の苦情受付は 13 件で解決率は 100 ％でした。

苦情内容を公害種類別にみると、騒音が 11 件、水質汚濁が２件となっています。



図－13　公害苦情受付件数の年度推移



令和６年度

図－14　公害苦情受付件数の月別推移

第６章　定期環境調査結果

平成５年９月 25 日に近畿自動車道松原すさみ線が供用され、これに伴い発生する大気質と騒音が環境保全目標（環境基準に準ずる。但し騒音は住居地域の基準）を達成しているかを監視するため測定局を設置し、供用開始前の平成４年 11 月１日から池田下局で、さらに供用後の平成７年４月１日から室堂局で測定をしています。

現在のところ、生活環境に支障を及ぼさない程度で、大気質、騒音ともに横ばいの状況で推移していることもあり、平成 12 年度より春・秋の２回（各１ヶ月ずつ）の測定に切り替えて実施しています。

表－24　騒音の経年変化について

Ｌeq（dB）

測　定　局		室　堂　局		池　田　下　局	
時　間　帯		昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
令和４年	春	55	51	58	52
	秋	58	51	58	52
令和５年	春	58	51	58	53
	秋	55	49	58	53
令和６年	春	56	52	59	53
	秋	58	52	58	52

＊Leq：等価騒音レベル

表－25　大気の経年変化（室堂局）

(ppm)

		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値
SO_2（ppm）	春	0.005	0.008	0.005	0.006	0.003	0.004
	秋	0.003	0.004	0.003	0.010	0.002	0.003
NO（ppm）	春	0.001	0.002	0.001	0.003	0.000	0.001
	秋	0.001	0.002	0.000	0.001	0.000	0.003
NO_2（ppm）	春	0.007	0.015	0.008	0.013	0.007	0.011
	秋	0.007	0.011	0.006	0.009	0.007	0.013
SPM（mg/m^3）	春	0.015	0.022	0.017	0.028	0.014	0.022
	秋	0.010	0.018	0.015	0.027	0.013	0.025

表－26　大気の経年変化（池田下局）

(ppm)

		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値	期間平均値	日平均値の最高値
SO_2 (ppm)	春	0.004	0.006	0.004	0.005	0.003	0.004
	秋	0.002	0.003	0.004	0.012	0.002	0.003
NO (ppm)	春	0.001	0.002	0.002	0.008	0.000	0.002
	秋	0.004	0.007	0.002	0.006	0.000	0.003
NO_2 (ppm)	春	0.009	0.023	0.011	0.018	0.009	0.014
	秋	0.013	0.019	0.011	0.017	0.011	0.019
SPM (mg/m^3)	春	0.016	0.023	0.014	0.024	0.011	0.020
	秋	0.010	0.023	0.013	0.028	0.009	0.023

※ 春：５月下旬～６月中旬、秋：10 月中旬～11 月上旬

第７章　空き地の管理

空き地の管理不十分な場合、ごみが不法投棄されたり、雑草が繁茂し、害虫の発生や火災の危険等が生じたりするので、和泉市生活環境の保全等に関する条例に基づき、除草等の指導を行っています。空き地の除草については、美観の維持及び生活環境保全の立場から年間２回以上行うのが望まれます。

空き地に関する苦情件数は他の公害苦情総件数よりも多く、過去５年間では、年間平均約 100 件を超える苦情が寄せられています。令和６年度に行った指導件数は 61 件であり、その都度、現状調査を行い、土地所有者に対し文書等で指導・勧告しております。



写真　雑草に覆われた土地

第８章　環境保全啓発

市民の方に環境保全についての知識の普及や啓発を目的として、次の事業を行っています。

第１節　星空観察会

比較的簡単に自分達の住んでいる場所の大気汚染状況を知る方法の一つとして、星の観察を行っています。

和泉市は昭和 62 年８月に環境庁（現　環境省）の主催によるスターウォッチング・星空の街コンテスト（石尾中学校で観察）に応募し、入選したこともあります。

本市の星空観察会は、環境省の呼び掛けによる全国星空継続観察（スター・ウォッチング・ネットワーク　※現在は休止中）に準じて行っている行事で、昭和 63 年度から毎年開催しています。

平成 27 年度までは、夏と冬の年２回、同じ星（夏は「こと座」冬は「すばる」）を観察し、どれくらい星が見えるかを調べる方法で実施してきました。また、平成 28 年度からは、年１回の開催に切り替えて、「火星の接近」などの話題性のある天文現象を観察対象とする方法で実施しています。

本市での星の見え具合は、和泉山脈の方へ行くほどたくさんの星を見ることができ、市役所の方へ行くほど明るい星しか見ることができないこともわかりました。これは、空気のよごれや都市化や夜空の明るさに関係しているようです。

毎年、小学生を中心にたくさんの方々に参加いただいており、参加者の中には、星座や星雲、または火星や土星といった惑星をはじめて観察した方もおられ、感激の声も多く聞かれるほど人気の高いイベントです。



写真　星空観察会風景



写真　星空観察会風景

表－27　星空観察会実施状況

観察年度	観 察 場 所	観　察　対　象 星　　座　　等
平成 21 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 22 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 23 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 24 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 25 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 26 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 27 年	いずみふれあい農の里	夏：こと座
		冬：すばる
平成 28 年	いずみふれあい農の里	６月２日： 火星・木星・土星等の観察
平成 29 年	いずみふれあい農の里	９月 21 日： 星空の解説、ビンゴゲームの実施
平成 30 年	いずみふれあい農の里	12 月 13 日： ふたご座流星群、木星等の観察
令和元年	いずみふれあい農の里	10 月４日： 月、木星、夏の大三角の観察
令和２年	いずみふれあい農の里	11 月 20 日： 月、木星、土星、火星、ISS
令和３年	いずみふれあい農の里	12 月８日： 月、木星、土星、金星、ISS
令和４年	いずみふれあい農の里	11 月８日： 月食、天王星食、木星、土星
令和５年	いずみふれあい農の里	12 月 14 日： 星空の解説、ビンゴゲームの実施
令和６年	いずみふれあい農の里	12 月８日： 星空の解説、ビンゴゲームの実施

第２節　自然観察会

１　水辺の自然観察会

毎年、市民参加を得て、水辺での水生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、水辺環境や河川水質保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。これまでの結果及び令和６年度の結果を表－28、29 に示します。

表－28　水辺の自然観察会実施結果

実　施　日	河川名	実　施　場　所	生物による判定
平成 21 年７月 25 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 22 年７月 24 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 23 年７月 23 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 24 年７月 28 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 25 年７月 27 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 26 年８月９日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）
平成 27 年８月１日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 28 年７月 30 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 29 年７月 29 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
平成 30 年７月 28 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（台風接近のため中止）
令和元年７月 27 日	父鬼川	南横山小学校（父鬼町）	（台風接近のため中止）
令和２年８月８日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	（新型コロナのため中止）
令和３年７月 31 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
令和４年７月 30 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
令和５年８月５日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水
令和６年７月 27 日	父鬼川	あみだ橋（大野町）	きれいな水



写真　水辺の自然観察会風景



写真　観察された魚など

表－29　水辺の自然観察会の観察結果一例

調査場所名	大野町父鬼川あみだ橋付近川原
年　月　日 （時刻）	令和６年７月２７日 10:00～11:30
天　　気	晴れ
水　　温　　（℃）	18.0
川　　幅　　（m）	約 5.0
生物を採取した場所	川の中心
生物採取場所の水深　（cm）	約 20
流れの速さ	普通
川底の状態	こぶし大の石
水のにごり、におい、その他	無色透明・無臭

見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位から２種類（最大３種類）に●印をつける。

水　質		指　標　生　物	
きれいな水	水質階級Ⅰ	1. ア　ミ　カ	
		2. ウ　ズ　ム　シ	
		3. カ　ワ　ゲ　ラ	
		4. サ　ワ　ガ　ニ	●
		5. ナガレトビケラ	○
		6. ヒラタカゲロウ	○
		7. ブ　　ユ	
		8. ヘ ビ ト ン ボ	○
		9. ヤマトビケラ	
少しきたない水	水質階級Ⅱ	1. イシマキガイ	
		2. オオシマトビケラ	
		3. カ　ワ　ニ　ナ	●
		4. ゲンジボタル	
		5. コオニヤンマ	●
		6. コガタシマトビケラ	
		7. ス　ジ　エ　ビ	
		8. ヒラタドロムシ	
		9. ヤマトシジミ	
きたない水	水質階級Ⅲ	1. イソコツブムシ	
		2. タ イ コ ウ チ	
		3. タ　　ニ　　シ	
		4. ニホンドロソコエビ	
		5. ヒ　　ル	
		6. ミズカマキリ	
		7. ミ　ズ　ム　シ	
大変きたない	水質階級Ⅳ	1. アメリカザリガニ	
		2. エ ラ ミ ミ ズ	
		3. サカマキガイ	
		4. セスジユスリカ	
		5. チ ョ ウ バ エ	

	水質階級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
水質階級の判定	1. ○印と●印の個数	4	2	0	0
	2. ●印の個数	1	2	0	0
	3. 合計（1.欄＋2.欄）	5	4	0	0
	その地点の水質階級	Ⅰ			

２　緑の自然観察会

平成 25 年度より、市民参加を得て、山林・里山等にて陸生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、自然環境の保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。

表－30　緑の自然観察会実施結果

実　施　日	実　施　場　所	天気	観測結果一例
令和元年９月 16 日	惣ヶ池周辺	晴れ	クルマバッタ・モンキチョウ・オトギリソウ・ムカゴニンジンなど
令和２年９月 21 日	惣ヶ池周辺	晴れ	ツユクサ・キキョウ・オニカヤツリなど
令和３年９月 18 日	惣ヶ池周辺	（新型コロナのため中止）	
令和４年９月 17 日	惣ヶ池周辺	曇り	クルマバッタ・ツチイナゴ・ハネナガイナゴ・ホシササキリなど
令和５年９月 16 日	惣ヶ池周辺	晴れ	カメムシ・オオカマキリ・ナナホシテントウ・ニホンアカガエル・ニホンカナヘビなど
令和６年９月 21 日	惣ヶ池周辺	晴れ	クルマバッタオオカマキリ・ニホンアカガエル・ニホンカナヘビなど

写真　緑の自然観察会風景





第９章　自然環境調査

第１節　生きもの観察会

和泉市域の自然環境の状況を把握し、環境保全の施策を講じるための基礎資料を作成すること及び自然環境に対する市民の意識高揚を目的として、平成 20 年度から 24 年度までの５年間「生きもの観察会」を実施しました。

この「生きもの観察会」は、学識経験者等の助言を受けながら市で企画したもので、講師は地元ＮＰＯ団体より派遣していただいております。市内でも特徴的な自然環境を有する５ヶ所の調査を５年間実施しました。この取組みは、各調査地点が単一時期の調査のみにならないよう、開催時期をずらしながら実施しておりました。また、この「生きもの観察会」に参加した「生きもの調査員」の方々には、今後、生きもの調査の市民ボランティアとして市内各地で活躍していただきたいと考えております。平成 20 年度から平成 24 年度の結果につきましては、表－31 及び表－32 のとおりです。

表－31　生きもの観察会確認種一覧（植物相）

年度		双子葉植物（合弁花類）	双子葉植物（離弁花類）	単子葉植物	裸子植物	シダ植物	合　計	絶滅危惧種
平成 20 年度	科	26 科	64 科	16 科	5 科	17 科	128 科	16 科
	種	163 種	284 種	142 種	7 種	62 種	658 種	18 種
平成 21 年度	科	28 科	63 科	20 科	6 科	21 科	138 科	16 科
	種	173 種	331 種	139 種	10 種	82 種	735 種	20 種
平成 22 年度	科	24 科	55 科	17 科	5 科	14 科	115 科	6 科
	種	94 種	190 種	82 種	9 種	21 種	396 種	8 種
平成 23 年度	科	20 科	50 科	16 科	5 科	15 科	106 科	3 科
	種	87 種	160 種	66 種	8 種	20 種	341 種	3 種
平成 24 年度	科	24 科	57 科	16 科	5 科	12 科	114 科	5 科
	種	100 種	184 種	72 種	9 種	19 種	384 種	5 種

主な確認種

○双子葉植物（合弁花類）・・・ハハコグサ、モチツツジ、シャシャンボ　など

○双子葉植物（離弁花類）・・・カタバミ、コハコベ、シリブカガシ、ヤマモモ　など

○単子葉植物　・・・・・・・・・ガマ、ツユクサ、シュンラン、コクラン　など

○裸子植物・・・・・・・・・・イヌガヤ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ　など

○シダ植物・・・・・・・・・・コシダ、ベニシダ、ワラビ、カニクサ　など

表－32　生きもの観察会確認種一覧（動物相）

年度		鳥　類	は虫類	両生類	昆 虫 類	合　計	絶滅危惧種
平成 20 年度	科	26 科	2 科	3 科	59 科	90 科	18 科
	種	49 種	4 種	5 種	181 種	239 種	20 種
平成 21 年度	科	27 科	1 科	2 科	60 科	90 科	12 科
	種	46 種	1 種	2 種	146 種	195 種	13 種
平成 22 年度	科	24 科	1 科	－	68 科	93 科	7 科
	種	37 種	1 種	－	147 種	185 種	7 種
平成 23 年度	科	27 科	3 科	1 科	71 科	102 科	13 科
	種	42 種	3 種	4 種	164 種	213 種	13 種
平成 24 年度	科	28 科	3 科	4 科	78 科	113 科	16 科
	種	43 種	4 種	6 種	175 種	228 種	17 種

主な確認種

○鳥類・・・・ウグイス、ヒヨドリ、オオタカ、メジロ、ミサゴ　など

○両生類・・・トノサマガエル、アカハライモリ　など

○は虫類・・・ニホンカナヘビ、ヤマカガシ　など

○昆虫・・・・ベニシジミ、タカネトンボ　など





写真　　生きもの観察会

第２節　自然環境調査

本市では、平成 25 年度から和泉市域において、特徴的な自然環境を有する区域等を年間５メッシュ（１メッシュ：約１㎞×１㎞）抽出し、植物、鳥類をはじめとした動植物の自然環境調査を実施しております。

第３次和泉市環境基本計画の中で「生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる」という基本目標を掲げており、また、生物多様性の確保等を施策の柱として位置づけていることから、その基本目標の実現に向けた自然環境保全施策を展開する上での基礎資料とするために、市内全域における自然環境調査を実施することを目的としています。平成 30 年度より、調査箇所が１箇所となり、調査結果につきましては表-33 及び表-34 のとおりで、今回は父鬼町宮ノ谷周辺にて調査を実施しております。また、平成 28 年度からはホタル類の調査を追加で実施しております。

表－33　自然環境調査確認種一覧（植物相）＜令和６年度＞

地　点		合　計	絶滅危惧種 (準絶滅危惧種含む)
南部地域 九鬼町 林道九鬼奥線周辺	科	116 科	2 科
	種	453 種	2 種

調査地点の風景



写真　南部地域(九鬼町林道九鬼奥線周辺)



写真　ハナミョウガ

表－34　自然環境調査確認種一覧（動物相）＜令和６年度＞

地　点		鳥　類	昆 虫 類	その他	合　計	絶滅危惧種 （準絶滅危惧種含む）
南部地域 九鬼町 林道九鬼奥線周辺	科	21 科	58 科	5 科	84 科	8 科
	種	33 種	126 種	6 種	165 種	10 種

主な確認種の写真



写真　コサメビタキ



写真　ウコンエダシャク



写真　モンキツノカメムシ



写真　ニホントカゲ

第１０章　生物多様性保全

第１節　特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

１　クビアカツヤカミキリ



クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモ等のバラ科の樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らす外来生物です。被害を受けた木は、最終的に枯死してしまうことがあります。

２　アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、南米が原産のアリです。繁殖力が極めて高く、在来のアリを駆逐するなど、生態系への影響が危惧されています。ヒアリ等とは異なり毒針を持たないことから人体への直接的な健康被害はないものの、集団で建物内に侵入して不快感を与えることがあります。

第２節　特定外来生物対策

和泉市内におけるクビアカツヤカミキリの分布拡大の抑制と、生態系に係る被害の防止・低減を実現することを目的に、被害木等への防除用品（防除ネット　一律 1.8m（高さ）×3.5m（長さ）を配布しています。

配布実績

○令和６年度

申請件数：５件

配布枚数：８枚

信太山丘陵里山自然公園



信太山丘陵は、和泉市北部に広がる、市街地の近くにありながら豊かな自然が残る場所です。信太山丘陵里山自然公園には、湿地や草地など様ざまな環境が広がり、ヤマトサンショウウオをはじめとする多くの希少な動植物が生息しています。平成 22 年の調査では、大阪府レッドリスト＜絶滅のおそれのある生物の一覧（絶滅危惧種・準絶滅危惧種）＞に掲載されている希少な生きもの 34 種が確認され、府内でも重要な自然が残る地域として知られています。

第１１章　循環型社会に向けた取り組み

第１節　第３次和泉市環境基本計画

１　計画の目的

『和泉市環境基本条例』の基本理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指して環境の保全に関する総合的な取り組みを進めるために、平成 13 年９月に『和泉市環境基本計画』を策定し、環境施策を推進してきました。平成 22 年度には、この計画の大幅な見直しを実施し、平成 23 年３月に『第２次和泉市環境基本計画』を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

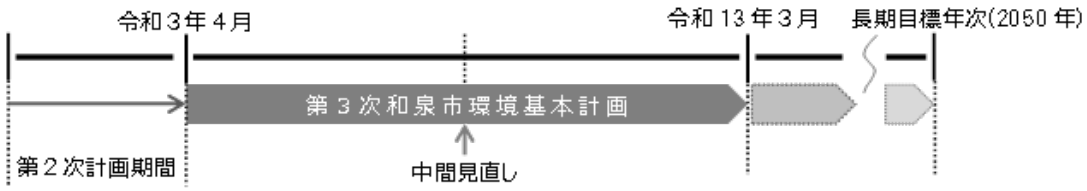
近年、SDGs の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して温室効果ガスの排出削減等脱炭素化や資源循環、自然共生などに取組むための枠組みの整備が進んでおります。本市においても、国際的な動向や環境を取り巻く状況の変化に対応していくため、前計画の方向性を維持しながら持続的な取組みを強化するために前計画の見直しを行い、令和３年３月に「第３次和泉市環境基本計画」を策定しました。

２　計画の位置づけ

本計画は、『和泉市環境基本条例』に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとして、目標や施策の大綱を定めるものです。国の環境基本計画や「第５次和泉市環境基本計画」などの上位計画と整合性を図るとともに、環境の保全・創造などに関する各種計画と連携し、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけるものです。

３　計画の対象及び期間

本計画の対象区域は和泉市全域とし、計画期間は令和３（2021）年度を初年度とし、令和 12 年（2030）年度までの 10 年間とします。



4　施策の体系

(1)　望ましい環境像　**～みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」～**

「すくすくと生き物が育つ健全な環境」「こんこんといずみが湧くような健全な環境」「ワクワクするような和泉の環境」を望ましい環境像に託し、実現するための環を広げていくことを目指します。

(2)　基本目標と基本施策

「望ましい環境像」の実現に向けて、具体的な５つの基本目標を定めています。

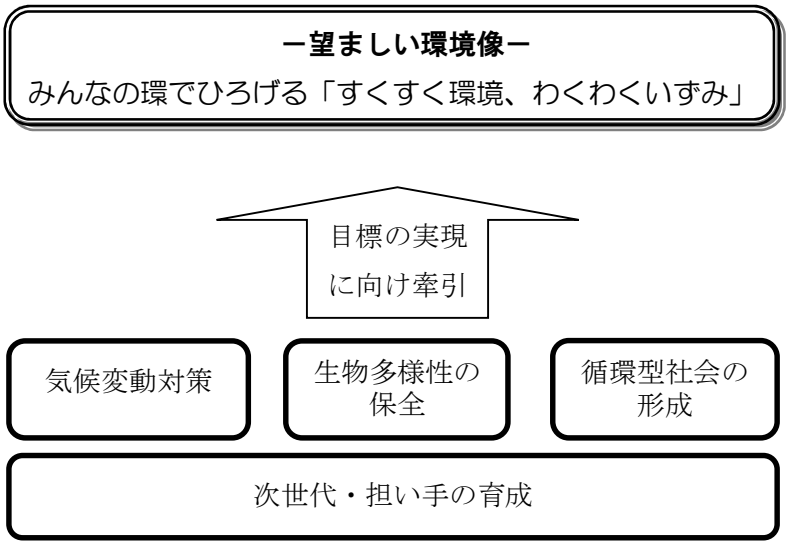
表－35　基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
１　みんなで考え取り組むまちをつくる（参加・協働）	1 環境学習の推進
	2 環境活動の支援・促進
２　脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）	1 エネルギーの適切な利用
	2 環境に配慮した移動の促進
	3 気候変動対策の推進【新規】
３　生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる（生物多様性）	1 生物多様性の確保
	2 自然の保全と人との共生
４　もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる（循環型社会）	1 ごみの削減と自然循環の推進
	2 廃棄物の適切な処理の推進
５　健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる（安心・安全）	1 健康なまちづくりの推進
	2 安全なまちづくりの推進
	3 魅力あるまちづくりの推進

5　重点プロジェクト

市の望ましい環境像及び基本目標を実現するため、重要度が高く優先的に取り組むべき事項を重点的プロジェクトとして位置付けています。

「気候変動対策」「生物多様性の保全」「循環型社会の形成」の各分野及び横断的な視点として「次世代・担い手の育成」という視点から設定します。



６　代表指標とモニター指標

(1)　代表指標と目標値

本計画では、以下に示すように５つの基本目標の到達度の把握のため、目標値を掲げる「代表指標」を設定します。

表－36　代表指標

基本目標	指標	現状値 令和元(2019)年	目標 令和12(2030)年
1 みんなで考え取り組むまちをつくる（参加・協働）	環境に関する学習会等の参加件数（出前講座、体験型イベント、見学会・学習会等の合計値）	266 回	現状値以上
	「町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れている」と思う市民の割合	44.0%	50.0% (令和７(2025)年度目標)
2 脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）	市民１人あたり CO_2 排出量割合（市民数は当該年度の前年度３月末時点）	平成 29(2017) 年度 約 4.61　t-CO_2/年・人 860 千　t-CO_2/年	平成 25(2013) 年度排出量より約 47%削減 約 2.62　t-CO_2/年・人 461 千　t-CO_2/年
	人口に対する公共交通（鉄道、一般路線バス、地域バス）の利用率	鉄道利用率　31.7　% バス利用率　5.7　% 地域バス利用率　0.16　%	鉄道利用率　26%以上 バス利用率　4.4%以上 地域バス利用率　0.15%以上 (令和 10 (2028) 年度目標)
3 生物多様性を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる（生物多様性）	貴重動植物の数	６種類	現状維持
	緑被率	73.4%	現状維持
4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる（循環型社会）	家庭系ごみ１人・１日あたりの排出量	471.23g/人・日	449.36g/人・日 (令和７(2025)年度目標)
	事業系ごみ年間排出量	20,419t/年	17,065 t/年 (令和７(2025)年度目標)
5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる（安心・安全）	環境基準達成状況	大気：　100　% 水質：　100　% 騒音：　85.7　%	大気：　100　% 水質：　100　% 騒音：　現状値以上
	雨水管整備面積の割合	49.07%	49.23% (令和７(2025)年度目標)

（目標年次が 2030 年ではない項目については、関連計画が改定されたときに更新）

（2） モニター指標

本計画では、目標値は設定しませんが、目標達成に向けた取組みの推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を設定します。

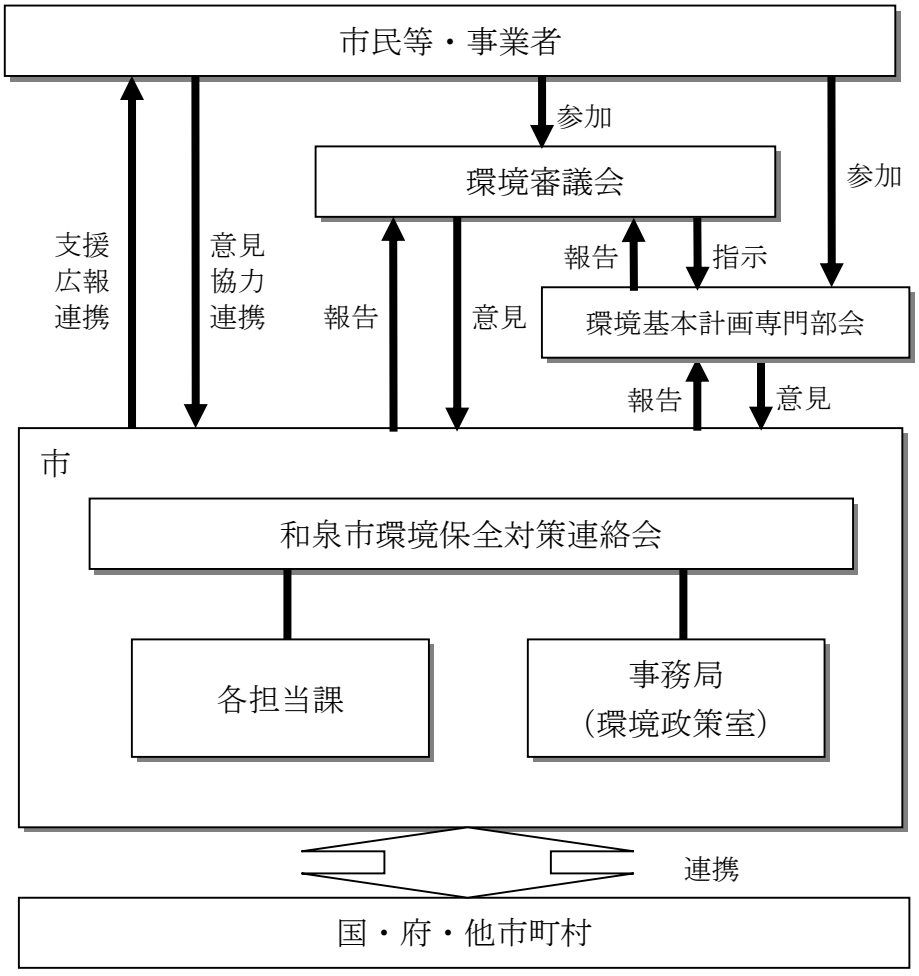
表－37　モニター指標

基 本 目 標	指 標
１みんなで考え取り組むまちをつくる（参加・協働）	学校教育における環境教育にかけた時間（時間/年）
	環境に関する情報の発信回数（回/年）
	「環境にやさしい暮らしを営むことができている」と思う市民の割合（%）
２脱炭素化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）	部門別温室効果ガス排出量の削減率（平成 25(2013)年度比）（%）
	再生可能エネルギー等設備導入量（kW）
	森林整備面積（ha）
３生物多様性を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる（生物多様性）	森林経営計画に基づくいずもくの年間搬出材積（㎥）
	一人当たりの都市公園・緑地の面積（㎡/人）
	「公園等のみどりに接する環境が整っている」と思う市民の割合(%)
４もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる（循環型社会）	資源化率（%）
	「ごみのリサイクルが進み、衛生的なまちづくりが行われている」と思う市民の割合（%）
５健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる（安心・安全）	地域清掃の回数（回/年）
	「地震や台風等の災害に対する備えができている」と思う市民の割合（%）

7　計画の推進体制

本市の望ましい環境像の実現を目指し、本計画で示した取組みについて効果的・総合的に推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、お互いに協力して進めていきます。

また、広域化する環境問題に対応するため、国や府、周辺市町との連携による取組みについても進めていきます。



※環境基本計画専門部会については、計画改定時など必要に応じて設置します。

８　計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくため、目標年次の令和 12（2030）年度まで毎年、各施策や重点プロジェクトに関する取組みの進捗状況、環境の状態などを把握し、その結果を公表して広く市民等・事業者の意見を求めながら、環境施策の総合的な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の考え方に基づく PDCA サイクルを基本とします。PDCA サイクルは、計画の方針・目標を立て（Plan）、目標達成に向けて取組みを実施し（Do）、その実施状況の点検・評価を行い（Check）、その結果により計画を見直す（Action）という一連の流れを繰り返し行い、継続的に改善を図りながら推進するものです。

市民ニーズを的確にとらえ柔軟に対応するために広く市民等・事業者から意見を求めるとともに、専門的な知見からの助言を環境審議会に求めます。これらに基づいて担当課が自ら評価をし、庁内の連絡会で総合的な評価を行って環境施策の総合的な進行管理を行います。

評価の結果を、次年度の計画に反映させます。



各施策の方針や目標を達成するように実施します。１年間の各施策の進捗状況及び市民・事業者の取組みの状況、環境の状態などを把握し、その結果を「和泉市の環境」などで公表します。

各課が行う各施策の方針・構想及び計画において環境の保全と創造に対する配慮の方針や具体的な取組みの目標などを決めます。特に新しい施策については、構想の段階から必要に応じて環境への影響を把握し、環境負荷をできるだけ抑える調査及び検討・取組みが必要です。

第２節　和泉市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化は、大気中に排出された二酸化炭素やメタン、ハイドロフルオロカーボン、一酸化二窒素などの温室効果ガスにより地球の平均気温が上昇する現象です。この現象は私たちの事業活動や日常生活と密接に関係しており、このまま放置しておくと、これから地球規模で様々な問題が発生すると考えられているため、温室効果ガス削減対策を行う必要があります。そのために、私たちの事業活動や日常生活を見直すことにより温室効果ガス排出抑制に努めていかなければなりません。

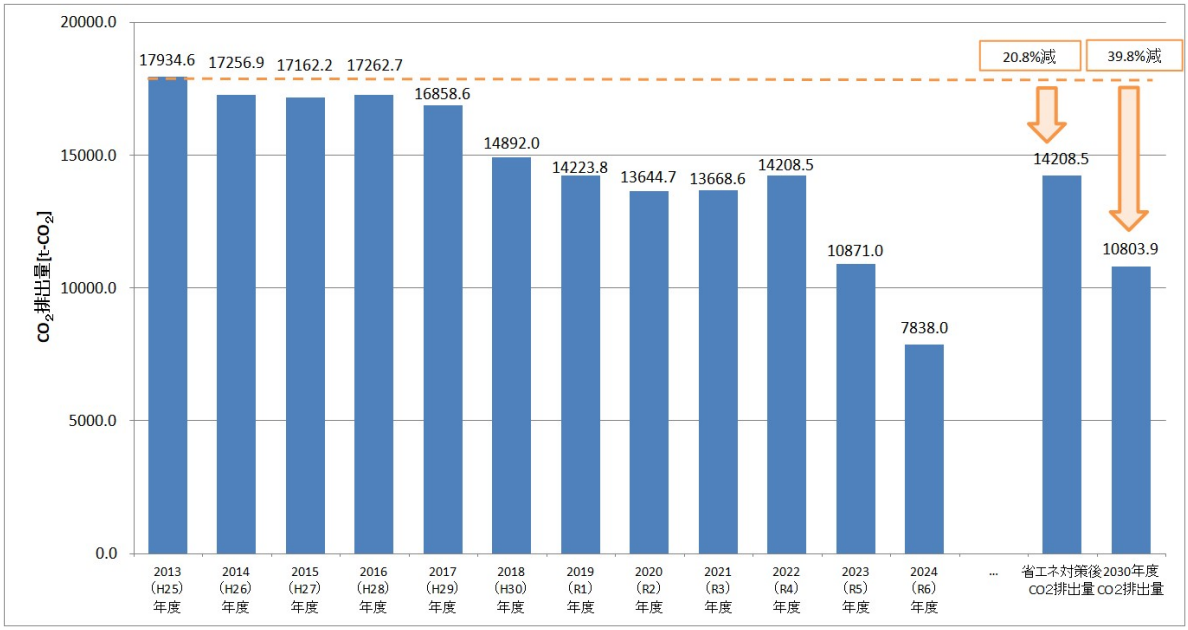
本市では、日常業務を通じて発生する温室効果ガスを削減することを目的に、職員一人一人が環境に配慮した取組を実行していくための行動計画として、国で平成 11 年４月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「和泉市地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年３月に策定しました。その後、平成 19 年６月に、「第二次和泉市地球温暖化対策実行計画」、平成 25 年３月に、「第三次和泉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎等の省エネルギー化や環境の保全に関する職員研修の実施など、地球温暖化の対策に向けた取り組みを進めています。

この間、平成 27 年にフランスのパリにおいて、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、“世界の平均気温上昇を 2℃以内に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をすること”を目的としたパリ協定が採択されました。また、我が国においても平成 28 年 5 月に新しい「地球温暖化対策計画」が策定されました。その後、「地球温暖化対策計画」が改定され、2030 年度の温室効果ガス削減目標を「平成 25 年度比で 46％削減する」とし、さらに、庁舎などの施設においては 50％の削減目標を掲げています。

本市においても、地球温暖化に関する国内外の動向等を踏まえ、当初の中間目標年度である令和７年度を前倒しして、『第四次和泉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】』を、『第四次和泉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改定版』に改定しました。

本計画は庁内の省エネや省資源、廃棄物の減量化などの取組に関する指針となるもので、計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から令和 12 年度(2030 年度）までとしております。計画の見直しについては、社会情勢等が大きく変化した場合などに行います。

削減目標は、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を令和 12 年度（2030 年度）末までに、平成 25 年度（2013 年度）比で約 51％削減するというものです。



図－15　温室効果ガスの排出量削減目標

第３節　和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

１　現状及び課題

地球温暖化対策は世界共通の課題となっており、今後、このまま地球温暖化が進めば、自然環境や人間社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、本市においても地域における地球温暖化対策として、市民等・事業者・市が協働して地球温暖化防止のための取組みを積極的に推進し、温室効果ガスの削減に取り組むことが求められています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取り組みを推進していきます。

２　削減目標

和泉市全体における温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 25（2013）年度の 911 千 t-CO_2 と比較して、令和 12（2030）年度までに約 47%削減することを目標とします。

和泉市の目標設定　　単位：千ｔ -CO_2／年

	2013 年度	2030 年度	削減率
産業部門	144	91	38%
業務部門	215	105	51%
家庭部門	247	84	66%
運輸部門	250	163	35%
廃棄物部門	22	19	14%
計	880	461	約 47%

※和泉市では、エネルギー転換部門の対象施設はない。

※小数点以下の端数を四捨五入しているため、各部門の加算額と合計額に差が生じている。

（参考）国の目標設定　　単位：百万ｔ -CO_2／年

	2013 年度	2030 年度	削減率
産業部門	429	289	38%
業務部門	279	116	51%
家庭部門	201	70	66%
運輸部門	225	146	35%
エネルギー転換部門	101	56	47%
計	1,235	677	45%

※出典　環境省 HP：日本の約束草案（2020 年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標）

○雨水貯留タンク設置費補助金交付事業

雨水の貯留による有効利用を促進し、もって和泉市内の雨水浸水防除機能の向上と温室効果ガスの削減を図ることを目的に、「雨水貯留タンク設置費補助金交付事業」を平成 24 年度から行っています。

事業概要

・対象となる設備

①建築物の雨どいからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量貯留する機能を有する設備であること

②80 リットル以上の貯留容量を有する設備であり、雨水貯留タンクとして販売されている専用製品であること

・補助金額

雨水タンク１基の購入価格（工事費を除く・消費税込）の２分の１

(1,000 円未満は切り捨て)

上限額は 30,000 円

事業実績

○令和５年度

申請件数：８件

交付件数：８件

申請総額：121,000 円（予算：50 万円）

交付総額：121,000 円

平均容量：180.63 リットル

○令和６年度

申請件数：６件

交付件数：６件

申請総額：108,000 円（予算：50 万円）

交付総額：108,000 円

平均容量：155 リットル



○IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付事業

再生可能エネルギー100％由来の電力の利用を促進し、もって温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的に、「IZUMI 再エネ 100 電力切替奨励金交付事業」を令和５年度から行っています。

事業概要

・奨励金交付対象者

自らが契約し、かつ、居住する市内の建築物の契約電力を、従来電力から再エネ 100％電力メニューに切り替えた個人

・奨励金の金額

１申請当たり 20,000 円

事業実績

○令和５年度

申請件数：４件

交付件数：４件

申請総額：80,000 円（予算：100 万円）

交付総額：80,000 円

○令和６年度

申請件数：12 件

交付件数：12 件

申請総額：240,000 円（予算：200 万円）

交付総額：240,000 円

○和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付事業

エネルギー価格の高騰による市民生活への影響を軽減し、及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的に、「和泉市省エネ家電買替促進事業補助金交付事業」を令和５年度から令和６年度にわたって行っています。

事業概要

市内店舗にて（2015 年以前のものから）対象となるエアコン・冷蔵庫（冷凍庫）を買い替えた際に、購入金額に応じて最大３万円の補助を行うもの

事業期間

申請期間：令和６年３月 15 日～令和６年８月 30 日　※但し、購入日は令和６年７月末まで

事業実績

	交付件数	交付額（千円）
エアコンのみ	1,909	43,330
冷蔵庫・冷凍庫のみ	1,039	30,180
両方購入	6	170
合計	2,954	73,680

○和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付事業

本市における脱炭素化を推進することを目的に、「和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金」を令和６年度から行っています。

事業概要

太陽光発電設備や蓄電池、エネファーム、高効率給湯器を新たに設置される方に対し、購入費等の一部を補助するもの

・補助金の金額

（個人）

・太陽光発電設備：70,000 円/kW（上限 700,000 円）

・蓄電池：40,000 円/kWh（上限 400,000 円）※対象経費が 12 万円未満の場合 1/3

・エネファーム：250,000 円（定額）※対象経費が 50 万円未満の場合は 1/2

・高効率給湯器：150,000 円（定額）※対象経費が 30 万円未満の場合は 1/2

（事業者）

・太陽光発電設備：50,000 円/kW（上限 10,000,000 円）

・蓄電池：50,000 円/kWh（上限 10,000,000 円）

事業期間

申請期間：令和６年８月 23 日～令和７年１月 31 日

事業実績

	交付件数（件）	交付額（千円）
太陽光発電設備（個人）	17	5,530
蓄電池（個人）	15	5,664
エネファーム	6	1,500
高効率給湯器	6	900
太陽光発電設備（事業者）	2	12,500
蓄電池（事業者）	0	0

第４節　和泉市役所本庁舎における環境マネジメントシステムの取組推進

１　和泉市環境マネジメントシステムの目的

「和泉市環境基本条例」（平成 12 年４月１日施行）に基づき、市民や事業者と連携しながら、環境の保全と創造に向けた施策を積極的に推進する一方、事業者及び消費者の立場でもある市役所自らが環境負荷を低減するため、日常業務の中で率先して環境に配慮した行動に取り組むことが、環境保全の先導的な役割を果たす上で極めて有効であると考えます。

このため、その第一歩として、本市役所の本庁舎の事務・事業活動において、環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりができることから継続的かつ着実に環境を改善する取り組みを推進するために、平成 13 年 11 月 14 日に、ISO 14001 の認証を取得いたしましたが、平成 27 年３月末を以って認証を返上し、同年４月から新たに和泉市環境マネジメントシステムを導入しております。

２　庁舎全体での取組の進捗状況

６項目を庁舎全体の目標にあげて、それぞれ数値目標を設けて取り組みを進めています。

表－38　本庁舎全体における目標項目と実績

項　　目	実　　績	
	令和５年度	令和６年度
1　電気使用量の削減（kWh）	1,131,107	1,207,450
2　都市ガス使用量の削減（㎥）	44,818	45,503
3　水道使用量の削減（㎥）	5,952	7,550
4　公用車燃料消費量の削減（ℓ）	34,414	34,991
5　紙の購入量の削減（枚）※	6,457,250	6,479,957
6　可燃ごみの削減（kg）	19,440	21,080

※　電気・ガス・水道使用量の実績値については、飲食棟と物販棟と庁舎駐車場管理システム使用分は除いています。

※　本実績値は、本庁舎内で購入した紙の購入量を A4 換算で集計した値であり、出先機関（和泉シティプラザ、各学校園等）での購入量は除外して計算しています